

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2022.9.13

グローバル財産3分法ファンド (毎月決算型)

追加型投信／内外／資産複合

この目論見書により行う「グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年9月12日に関東財務局長に提出しており、2022年9月13日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	1
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	49
第3【ファンドの経理状況】	55
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	87
第三部【委託会社等の情報】	88
第1【委託会社等の概況】	88
約款	117

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）
（「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2022年9月13日から2023年9月11日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型投信		その他資産
	内外	資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）およびその他の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とするものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ ・ファンズ	
不動産投信	その他	中南米		なし
その他資産(投資信託 証券(株式・債券・ 不動産投信))		アフリカ		
		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

※ 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産(投資信託証券 (株式・債券・不動産投信))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、株式・債券・不動産投信に投資する。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 1 世界各国の株式、リートおよび新興国の債券に分散投資を行います。

- ◆「グローバル株式インカム マザーファンド」、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」、「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、リート(上場不動産投資信託)* および新興国(エマージング・カントリー)の債券を主要投資対象とします。
- ◆原則として、為替ヘッジは行いません。



*【リート(上場不動産投資信託)】

複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。

● 投資対象地域における投資状況(2022年6月30日現在)

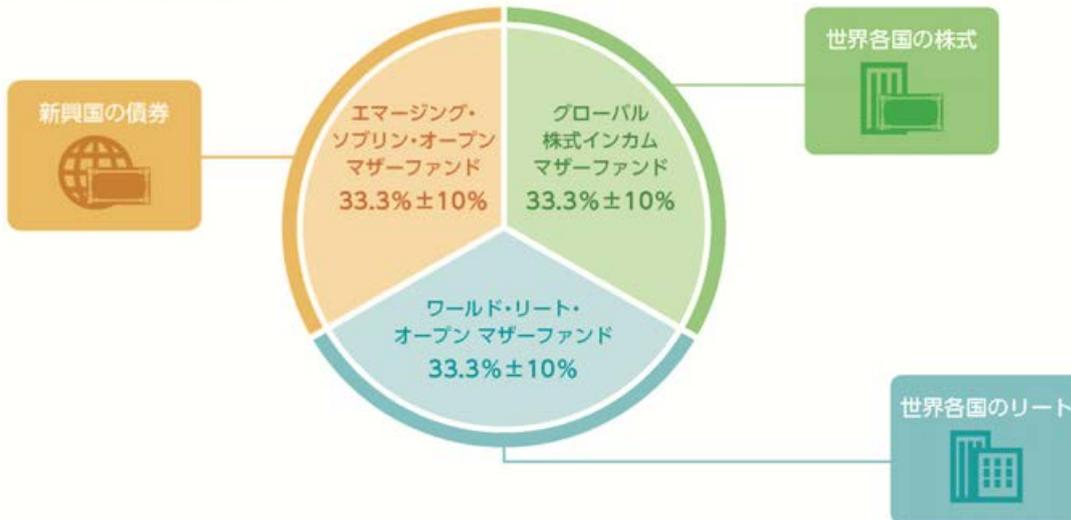


※上記の投資状況は、将来変更となる可能性があります。

特色2

各マザーファンドへ当ファンドの純資産総額に対して3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

- ◆ 3資産に分散投資を行うことで収益源を多様化し、安定的な収益の確保とリスク分散を図ります。
- ◆ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 各マザーファンドの想定組入比率



資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ◆ 毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



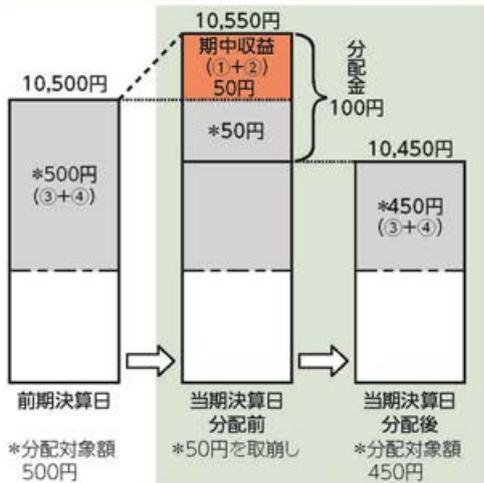
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

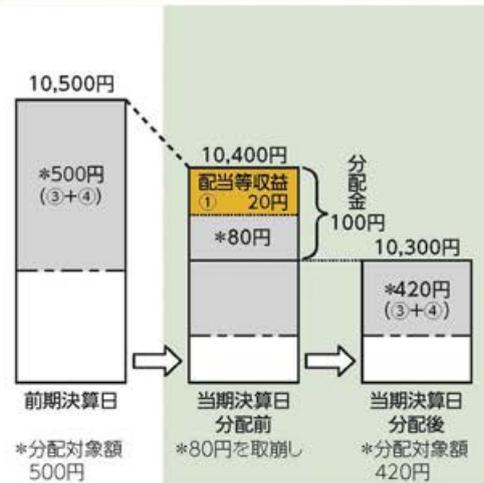
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



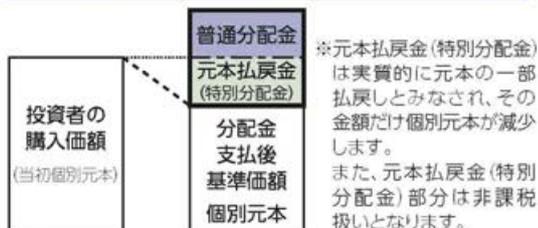
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

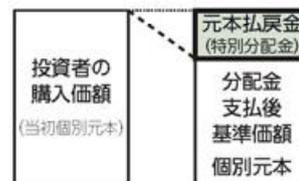
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

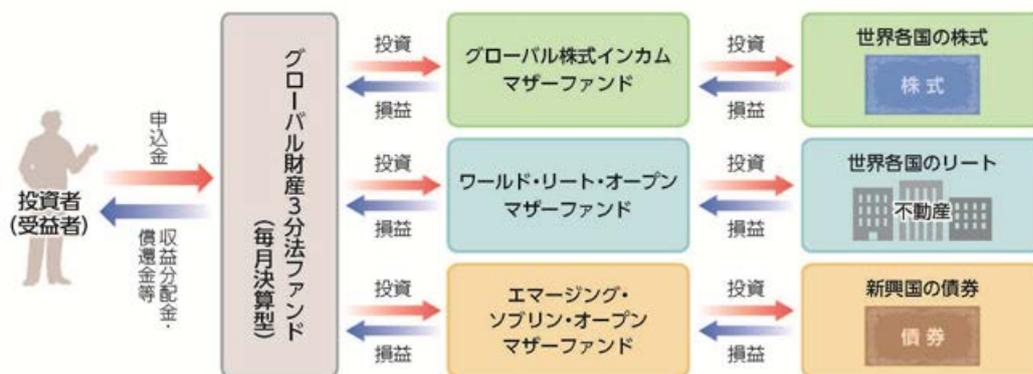


普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



- ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

特色

各マザーファンドの特色



グローバル株式インカム マザーファンド

- 1 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - 2 銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。
原則として、取得時において投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
 - 3 原則として、為替ヘッジは行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- 4 UBSアセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。



ワールド・リート・オープン マザーファンド

- 1 世界各国のリート(上場不動産投資信託)を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
 - リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - 2 ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、業種(セクター)配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
 - 3 原則として、為替ヘッジは行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- 4 MSIM(ロンドン)、MSIM(米国)およびMSIM(シンガポール)に運用指図の権限を委託します。

◆ 当マザーファンドにおける運用体制は以下の通りです。



*1 【MSIM(ロンドン)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに欧州地域の運用指図に関する権限を委託します。また、同社は運用指図に関する権限の一部を、MSIMファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッドに更に委託することができます。

*2 【MSIM(米国)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに資金配分および北米地域の運用指図に関する権限を委託します。

*3 【MSIM(シンガポール)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー(アジア・オセアニア地域(日本を含みます。))の運用指図に関する権限を委託します。



エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

- 1 新興国(エマージング・カントリー)のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とし、高水準かつ安定的な利子収入の確保と値上がり利益の獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

*1【ソブリン債券】

ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*2【準ソブリン債券】

準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

- 2 グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・信用リスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

- 新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。
- J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

- 3 原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、①～③のような運用ができない場合があります。

- 4 ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限を委託します。

J.P. Morgan EMBI Global Diversified:情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(2)【ファンドの沿革】

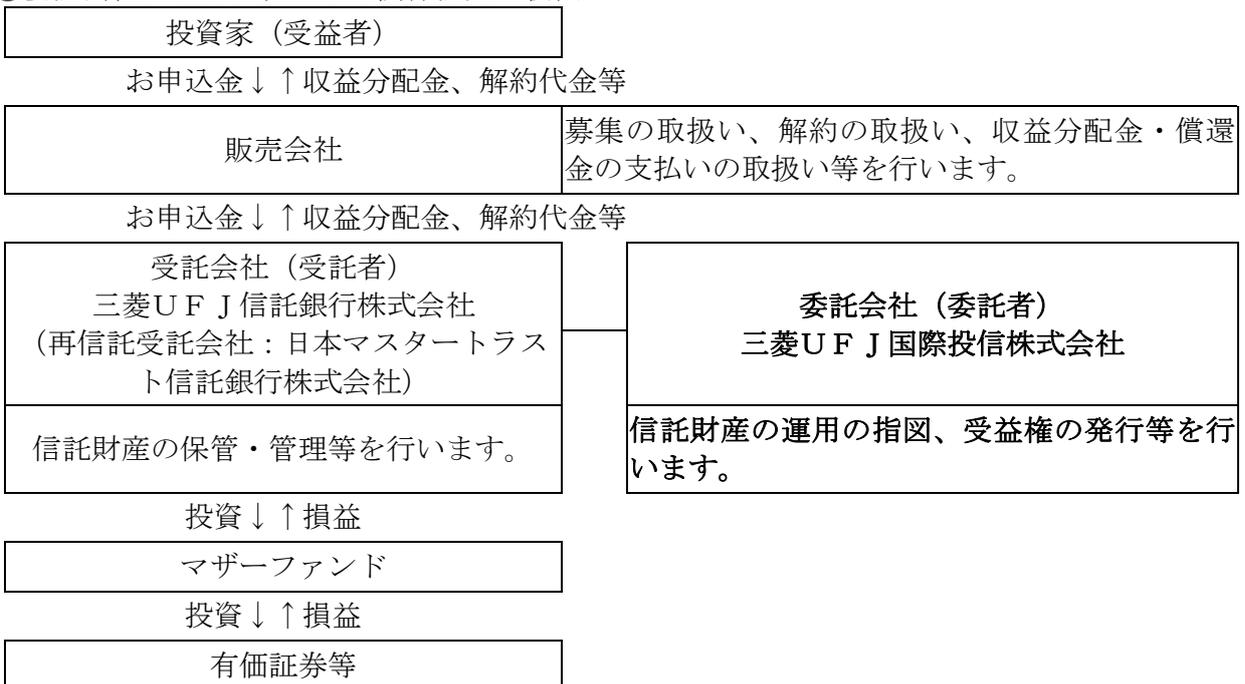
2005年10月14日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3)【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022年6月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号
- ・ 設立年月日
1985年8月1日
- ・ 資本金
2,000百万円
- ・ 沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a. マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b. マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券に分散投資を行います。
- c. 原則として、ファンドの純資産総額に対して各マザーファンドへ3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。
- d. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e. 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

③ 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.、b. の証券または証書の性質を有するもの
- d. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- e. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- f. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、a. の証券およびc. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、d. の証券およびe. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からd. までの掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

《参考》マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

《グローバル株式インカム マザーファンド》

－運用の基本方針－

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 株式への投資は、制限を設けません。

(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(7) 有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行います。

(8) スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行います。

(9) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

(10) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

《ワールド・リート・オープン マザーファンド》

－運用の基本方針－

約款第 14 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。
- ② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに運用の指図に関する権限を委託します。また、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、MS IMファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドに更に委託することができます。

3. 投資制限

- (1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

《エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド》

－運用の基本方針－

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）
- ② グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
 - イ. ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
 - ロ. ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米

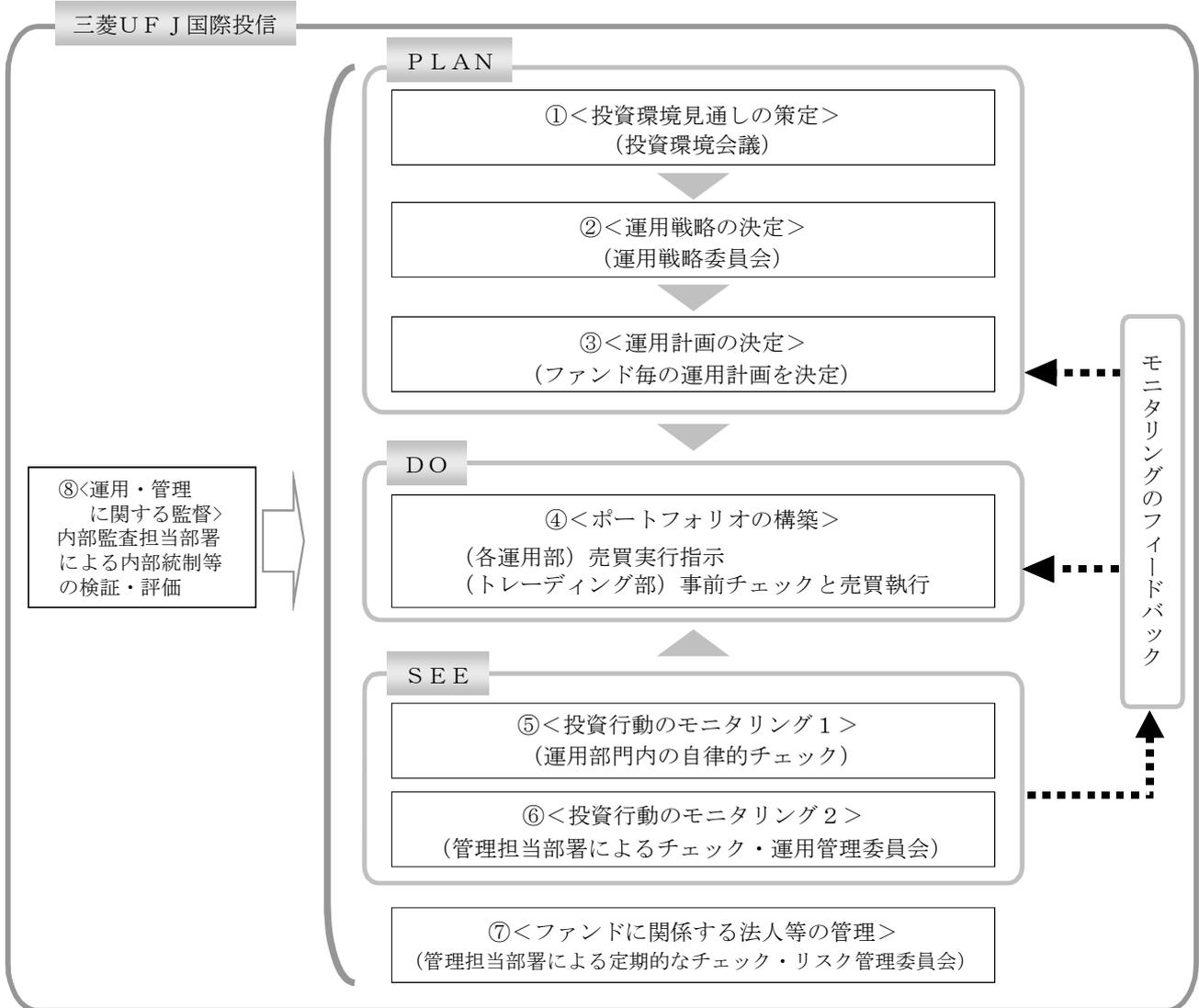
- ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
- ハ. 現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲で行います。
- イ. エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ロ. ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ハ. ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。
- ニ. エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ホ. エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- ⑥ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑦ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ 債券等の運用にあたっては、ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第 19 条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当

部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。また、毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てるこ

とができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

① マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

④ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑤ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑥ 外国為替予約取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦ 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

① 価格変動リスク

- a. 株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。
- b. リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リアートの価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

② 金利変動リスク

- a. 金利上昇時にはリアートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リアートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リアートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。
- b. 投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。債券については、米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

③ 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

④ 信用リスク

- a. 投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。
- b. 債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

⑤ 流動性リスク

- a. 有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入る有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。
- b. 一般的に、リートや新興国の債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によって

は機動的な売買が行えないことがあります。

- ⑥ カントリー・リスク
- a. 投資している国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、ファンドが保有している有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。
 - b. 新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。
 - (a) 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
 - (b) 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
 - (c) 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
 - (d) 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。
- ⑦ リートの構造上のリスク
- a. リートが投資する不動産に関するリスク
リートが投資を行う不動産の特性（所在地、使用目的、権利関係など）や状況（稼働率、賃料水準など）に対する評価は、リーートの価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リーートの価格が下落することがあります。
 - b. リートの経営陣等に関するリスク
リーートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リーートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリーートの価格形成等に影響を与えることがあります。
 - c. リートの資金調達に関するリスク
リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
 - d. リートの規模に関するリスク
一般的にリーートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。
 - e. リートの規制環境に関するリスク
リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リーートの価格形成等に影響を与えることがあります。
- ⑧ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク
同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。
- ⑨ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）
証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。
- ⑩ 運用指図の権限委託に係る留意点
委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。
- ⑪ その他の主な留意点
- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとな

- った場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
 - c. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
 - d. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

① トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

② コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③ リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

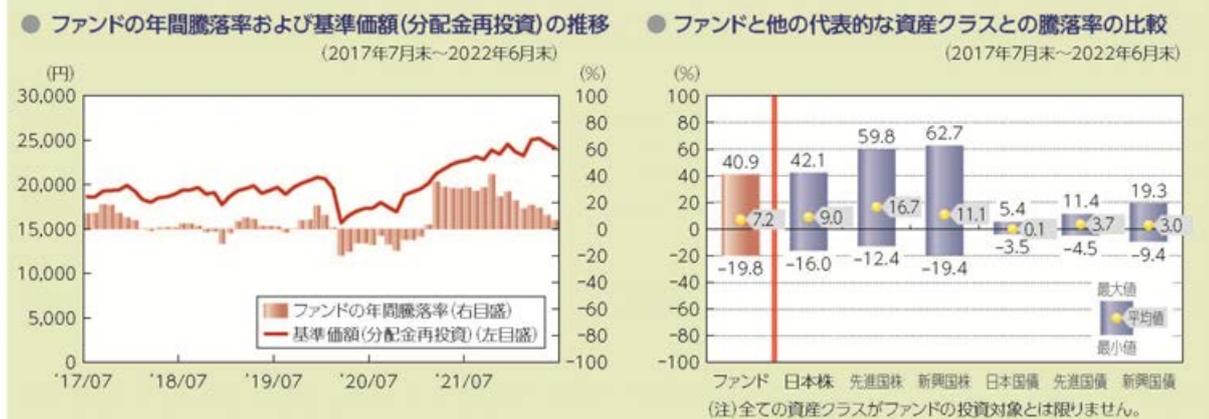
④ 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.30%(税抜 3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞくコース)があり、

分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.25%が差引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- ① a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.5730%（税抜1.4300%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.8000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0800%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、以下の投資顧問報酬が含まれます。

- a. ワールド・リート・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびワールド・リート・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、ワールド・リート・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、ワールド・リート・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.60%）をかけた額とします。

- b. エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日（休業日の場合は翌営業日）およびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.55%）をかけた額とします。

(4) 【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支

弁します。

- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 6 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

令和 4 年 6 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	11,513,985,842	97.57
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	287,357,572	2.43
純資産総額		11,801,343,414	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 6 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （%）
日本	親投資信託受益証券	グローバル株式インカム マザーファンド	1,107,584,190	3.5358	3,916,196,180	3.4721	3,845,643,066	32.59
日本	親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープンマザーファンド	957,575,443	4.1010	3,927,026,954	4.0057	3,835,759,952	32.50
日本	親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	1,257,409,063	3.0426	3,825,792,816	3.0480	3,832,582,824	32.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 6 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.57
合計	97.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 6 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 81 計算期間末日 (平成 24 年 7 月 12 日)	27,427,222,373	27,484,060,973	4,825	4,835
第 82 計算期間末日 (平成 24 年 8 月 13 日)	27,063,075,453	27,118,555,544	4,878	4,888
第 83 計算期間末日 (平成 24 年 9 月 12 日)	26,740,110,297	26,794,178,993	4,946	4,956
第 84 計算期間末日 (平成 24 年 10 月 12 日)	26,345,206,723	26,398,064,794	4,984	4,994
第 85 計算期間末日 (平成 24 年 11 月 12 日)	25,806,184,161	25,857,742,019	5,005	5,015
第 86 計算期間末日 (平成 24 年 12 月 12 日)	26,586,491,260	26,636,603,328	5,305	5,315
第 87 計算期間末日 (平成 25 年 1 月 15 日)	28,698,873,498	28,747,895,278	5,854	5,864
第 88 計算期間末日 (平成 25 年 2 月 12 日)	29,483,759,785	29,531,456,088	6,182	6,192
第 89 計算期間末日 (平成 25 年 3 月 12 日)	29,731,318,623	29,777,811,681	6,395	6,405
第 90 計算期間末日 (平成 25 年 4 月 12 日)	30,661,909,095	30,707,093,985	6,786	6,796
第 91 計算期間末日 (平成 25 年 5 月 13 日)	31,166,957,538	31,211,216,426	7,042	7,052
第 92 計算期間末日 (平成 25 年 6 月 12 日)	26,751,447,769	26,794,239,330	6,252	6,262
第 93 計算期間末日 (平成 25 年 7 月 12 日)	27,173,352,862	27,215,517,326	6,445	6,455
第 94 計算期間末日 (平成 25 年 8 月 12 日)	25,950,608,263	25,992,069,758	6,259	6,269
第 95 計算期間末日 (平成 25 年 9 月 12 日)	26,099,972,472	26,140,855,466	6,384	6,394
第 96 計算期間末日 (平成 25 年 10 月 15 日)	26,139,464,316	26,179,728,208	6,492	6,502
第 97 計算期間末日 (平成 25 年 11 月 12 日)	25,860,243,207	25,899,638,867	6,564	6,574
第 98 計算期間末日 (平成 25 年 12 月 12 日)	25,402,156,189	25,440,134,617	6,689	6,699

第99 計算期間末日	(平成 26 年 1 月 14 日)	24,935,773,907	24,972,106,535	6,863	6,873
第100 計算期間末日	(平成 26 年 2 月 12 日)	24,442,801,593	24,478,578,203	6,832	6,842
第101 計算期間末日	(平成 26 年 3 月 12 日)	24,426,465,126	24,461,487,517	6,975	6,985
第102 計算期間末日	(平成 26 年 4 月 14 日)	23,911,872,439	23,946,171,610	6,972	6,982
第103 計算期間末日	(平成 26 年 5 月 12 日)	24,539,057,839	24,572,990,318	7,232	7,242
第104 計算期間末日	(平成 26 年 6 月 12 日)	24,365,389,050	24,398,584,541	7,340	7,350
第105 計算期間末日	(平成 26 年 7 月 14 日)	23,866,210,653	23,898,799,232	7,323	7,333
第106 計算期間末日	(平成 26 年 8 月 12 日)	23,282,348,694	23,314,393,015	7,266	7,276
第107 計算期間末日	(平成 26 年 9 月 12 日)	24,162,943,710	24,194,374,161	7,688	7,698
第108 計算期間末日	(平成 26 年 10 月 14 日)	22,750,722,512	22,781,556,531	7,378	7,388
第109 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 12 日)	24,770,048,944	24,800,008,941	8,268	8,278
第110 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 12 日)	24,187,443,118	24,216,230,190	8,402	8,412
第111 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 13 日)	23,693,388,698	23,721,530,044	8,419	8,429
第112 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 12 日)	23,869,973,431	23,925,153,461	8,652	8,672
第113 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 12 日)	23,225,536,456	23,279,730,597	8,571	8,591
第114 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 13 日)	23,131,152,079	23,184,098,969	8,737	8,757
第115 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 12 日)	22,659,579,235	22,711,841,637	8,671	8,691
第116 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 12 日)	22,351,980,488	22,403,251,825	8,719	8,739
第117 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 13 日)	21,657,851,231	21,708,304,321	8,585	8,605
第118 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 12 日)	21,751,747,435	21,801,529,620	8,739	8,759
第119 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 14 日)	19,694,648,751	19,743,776,923	8,018	8,038
第120 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 13 日)	20,170,589,874	20,219,397,253	8,265	8,285
第121 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 12 日)	20,302,316,890	20,350,535,740	8,421	8,441
第122 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 14 日)	19,341,303,821	19,388,921,206	8,124	8,144
第123 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 12 日)	18,260,650,619	18,319,493,637	7,758	7,783
第124 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 12 日)	16,654,220,504	16,712,766,157	7,112	7,137
第125 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 14 日)	18,217,734,692	18,275,950,144	7,823	7,848
第126 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 12 日)	17,416,982,987	17,474,834,637	7,527	7,552
第127 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 12 日)	17,539,627,167	17,597,135,099	7,625	7,650
第128 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 13 日)	17,053,027,033	17,110,083,813	7,472	7,497
第129 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 12 日)	16,882,647,250	16,939,402,017	7,437	7,462
第130 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 12 日)	16,919,245,435	16,975,627,464	7,502	7,527
第131 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 12 日)	16,717,433,732	16,773,619,801	7,438	7,463
第132 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 12 日)	16,505,285,879	16,561,254,329	7,373	7,398
第133 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 14 日)	16,503,843,131	16,559,533,083	7,409	7,434
第134 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 12 日)	17,967,962,303	18,023,073,759	8,151	8,176
第135 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 12 日)	17,595,110,176	17,648,721,176	8,205	8,230
第136 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 13 日)	17,286,728,666	17,339,610,498	8,172	8,197
第137 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 13 日)	17,087,771,292	17,139,951,299	8,187	8,212
第138 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 12 日)	16,509,604,812	16,561,424,714	7,965	7,990
第139 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 12 日)	17,031,219,010	17,082,645,904	8,279	8,304

第 140 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 12 日)	16,526,573,721	16,577,400,818	8,129	8,154
第 141 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 12 日)	16,608,024,779	16,658,359,521	8,249	8,274
第 142 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 14 日)	16,024,055,756	16,073,925,323	8,033	8,058
第 143 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 12 日)	16,120,732,808	16,169,812,832	8,211	8,236
第 144 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 12 日)	16,385,970,813	16,434,455,565	8,449	8,474
第 145 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 13 日)	16,182,585,734	16,230,185,430	8,499	8,524
第 146 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 12 日)	16,110,938,230	16,158,048,095	8,550	8,575
第 147 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 12 日)	15,865,300,756	15,912,087,921	8,477	8,502
第 148 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 13 日)	14,678,092,686	14,724,495,309	7,908	7,933
第 149 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 12 日)	14,578,814,810	14,625,121,431	7,871	7,896
第 150 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 12 日)	14,439,294,211	14,485,421,211	7,826	7,851
第 151 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 14 日)	14,720,962,217	14,766,945,958	8,003	8,028
第 152 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 12 日)	14,816,573,519	14,862,302,949	8,100	8,125
第 153 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 12 日)	14,886,907,571	14,932,166,228	8,223	8,248
第 154 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 13 日)	14,493,798,773	14,538,787,916	8,054	8,079
第 155 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 12 日)	14,517,330,721	14,562,117,998	8,103	8,128
第 156 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 12 日)	13,977,609,479	14,022,098,606	7,855	7,880
第 157 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 12 日)	14,311,539,278	14,355,823,040	8,079	8,104
第 158 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 12 日)	13,831,656,605	13,875,623,364	7,865	7,890
第 159 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 15 日)	13,087,247,532	13,130,985,526	7,480	7,505
第 160 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 12 日)	13,771,702,355	13,815,265,742	7,903	7,928
第 161 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 12 日)	13,844,953,422	13,888,198,598	8,004	8,029
第 162 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 12 日)	14,049,907,321	14,092,703,968	8,207	8,232
第 163 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 13 日)	13,591,346,776	13,633,954,058	7,975	8,000
第 164 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 12 日)	13,509,557,551	13,552,085,684	7,942	7,967
第 165 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 12 日)	13,645,902,612	13,688,262,055	8,054	8,079
第 166 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 13 日)	12,813,367,844	12,855,543,647	7,595	7,620
第 167 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 12 日)	13,433,478,965	13,475,471,065	7,998	8,023
第 168 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 15 日)	13,270,980,154	13,312,720,594	7,949	7,974
第 169 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 12 日)	13,422,222,582	13,463,450,045	8,139	8,164
第 170 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 12 日)	13,310,087,771	13,350,967,646	8,140	8,165
第 171 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 14 日)	13,528,744,160	13,569,043,429	8,393	8,418
第 172 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 12 日)	13,339,753,537	13,379,477,514	8,395	8,420
第 173 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 12 日)	10,711,054,837	10,750,432,966	6,800	6,825
第 174 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 13 日)	10,291,309,826	10,330,453,661	6,573	6,598
第 175 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 12 日)	10,073,967,801	10,112,988,606	6,454	6,479
第 176 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 12 日)	10,515,480,106	10,554,415,999	6,752	6,777
第 177 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 13 日)	10,570,630,489	10,609,462,267	6,805	6,830
第 178 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 12 日)	10,919,654,421	10,958,337,024	7,057	7,082
第 179 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 14 日)	10,675,832,491	10,714,280,613	6,942	6,967
第 180 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 12 日)	10,762,886,560	10,801,336,994	6,998	7,023

第 181 計算期間末日 (令和 2 年 11 月 12 日)	11,047,710,623	11,086,005,044	7,212	7,237
第 182 計算期間末日 (令和 2 年 12 月 14 日)	11,070,128,329	11,107,932,607	7,321	7,346
第 183 計算期間末日 (令和 3 年 1 月 12 日)	11,139,207,484	11,176,750,349	7,418	7,443
第 184 計算期間末日 (令和 3 年 2 月 12 日)	11,336,820,507	11,373,792,451	7,666	7,691
第 185 計算期間末日 (令和 3 年 3 月 12 日)	11,606,796,722	11,643,467,654	7,913	7,938
第 186 計算期間末日 (令和 3 年 4 月 12 日)	11,817,814,704	11,854,118,470	8,138	8,163
第 187 計算期間末日 (令和 3 年 5 月 12 日)	11,913,246,931	11,949,279,111	8,266	8,291
第 188 計算期間末日 (令和 3 年 6 月 14 日)	12,366,821,698	12,402,696,335	8,618	8,643
第 189 計算期間末日 (令和 3 年 7 月 12 日)	12,272,347,328	12,308,098,292	8,582	8,607
第 190 計算期間末日 (令和 3 年 8 月 12 日)	12,281,586,409	12,317,106,052	8,644	8,669
第 191 計算期間末日 (令和 3 年 9 月 13 日)	12,140,832,435	12,176,108,822	8,604	8,629
第 192 計算期間末日 (令和 3 年 10 月 12 日)	12,106,780,524	12,141,894,210	8,620	8,645
第 193 計算期間末日 (令和 3 年 11 月 12 日)	12,468,404,024	12,503,194,959	8,960	8,985
第 194 計算期間末日 (令和 3 年 12 月 13 日)	12,214,275,524	12,248,884,583	8,823	8,848
第 195 計算期間末日 (令和 4 年 1 月 12 日)	12,379,034,779	12,413,342,787	9,021	9,046
第 196 計算期間末日 (令和 4 年 2 月 14 日)	11,908,570,006	11,942,738,768	8,713	8,738
第 197 計算期間末日 (令和 4 年 3 月 14 日)	11,475,824,498	11,509,810,363	8,442	8,467
第 198 計算期間末日 (令和 4 年 4 月 12 日)	12,489,781,424	12,523,557,111	9,245	9,270
第 199 計算期間末日 (令和 4 年 5 月 12 日)	11,719,603,983	11,753,223,731	8,715	8,740
第 200 計算期間末日 (令和 4 年 6 月 13 日)	11,982,424,914	12,015,953,589	8,934	8,959
令和 3 年 6 月末日	12,236,120,295	—	8,543	—
7 月末日	12,196,934,775	—	8,573	—
8 月末日	12,304,148,802	—	8,693	—
9 月末日	12,036,248,704	—	8,548	—
10 月末日	12,477,322,762	—	8,925	—
11 月末日	12,103,230,228	—	8,726	—
12 月末日	12,602,380,115	—	9,120	—
令和 4 年 1 月末日	12,002,790,818	—	8,777	—
2 月末日	11,719,109,229	—	8,585	—
3 月末日	12,521,704,824	—	9,229	—
4 月末日	12,462,429,855	—	9,259	—
5 月末日	12,096,539,421	—	9,013	—
6 月末日	11,801,343,414	—	8,810	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 81 計算期間	10 円
第 82 計算期間	10 円

第 83 計算期間	10 円
第 84 計算期間	10 円
第 85 計算期間	10 円
第 86 計算期間	10 円
第 87 計算期間	10 円
第 88 計算期間	10 円
第 89 計算期間	10 円
第 90 計算期間	10 円
第 91 計算期間	10 円
第 92 計算期間	10 円
第 93 計算期間	10 円
第 94 計算期間	10 円
第 95 計算期間	10 円
第 96 計算期間	10 円
第 97 計算期間	10 円
第 98 計算期間	10 円
第 99 計算期間	10 円
第 100 計算期間	10 円
第 101 計算期間	10 円
第 102 計算期間	10 円
第 103 計算期間	10 円
第 104 計算期間	10 円
第 105 計算期間	10 円
第 106 計算期間	10 円
第 107 計算期間	10 円
第 108 計算期間	10 円
第 109 計算期間	10 円
第 110 計算期間	10 円
第 111 計算期間	10 円
第 112 計算期間	20 円
第 113 計算期間	20 円
第 114 計算期間	20 円
第 115 計算期間	20 円
第 116 計算期間	20 円
第 117 計算期間	20 円
第 118 計算期間	20 円
第 119 計算期間	20 円
第 120 計算期間	20 円
第 121 計算期間	20 円
第 122 計算期間	20 円
第 123 計算期間	25 円

第 124 計算期間	25 円
第 125 計算期間	25 円
第 126 計算期間	25 円
第 127 計算期間	25 円
第 128 計算期間	25 円
第 129 計算期間	25 円
第 130 計算期間	25 円
第 131 計算期間	25 円
第 132 計算期間	25 円
第 133 計算期間	25 円
第 134 計算期間	25 円
第 135 計算期間	25 円
第 136 計算期間	25 円
第 137 計算期間	25 円
第 138 計算期間	25 円
第 139 計算期間	25 円
第 140 計算期間	25 円
第 141 計算期間	25 円
第 142 計算期間	25 円
第 143 計算期間	25 円
第 144 計算期間	25 円
第 145 計算期間	25 円
第 146 計算期間	25 円
第 147 計算期間	25 円
第 148 計算期間	25 円
第 149 計算期間	25 円
第 150 計算期間	25 円
第 151 計算期間	25 円
第 152 計算期間	25 円
第 153 計算期間	25 円
第 154 計算期間	25 円
第 155 計算期間	25 円
第 156 計算期間	25 円
第 157 計算期間	25 円
第 158 計算期間	25 円
第 159 計算期間	25 円
第 160 計算期間	25 円
第 161 計算期間	25 円
第 162 計算期間	25 円
第 163 計算期間	25 円
第 164 計算期間	25 円

第 165 計算期間	25 円
第 166 計算期間	25 円
第 167 計算期間	25 円
第 168 計算期間	25 円
第 169 計算期間	25 円
第 170 計算期間	25 円
第 171 計算期間	25 円
第 172 計算期間	25 円
第 173 計算期間	25 円
第 174 計算期間	25 円
第 175 計算期間	25 円
第 176 計算期間	25 円
第 177 計算期間	25 円
第 178 計算期間	25 円
第 179 計算期間	25 円
第 180 計算期間	25 円
第 181 計算期間	25 円
第 182 計算期間	25 円
第 183 計算期間	25 円
第 184 計算期間	25 円
第 185 計算期間	25 円
第 186 計算期間	25 円
第 187 計算期間	25 円
第 188 計算期間	25 円
第 189 計算期間	25 円
第 190 計算期間	25 円
第 191 計算期間	25 円
第 192 計算期間	25 円
第 193 計算期間	25 円
第 194 計算期間	25 円
第 195 計算期間	25 円
第 196 計算期間	25 円
第 197 計算期間	25 円
第 198 計算期間	25 円
第 199 計算期間	25 円
第 200 計算期間	25 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 81 計算期間	4.74

第 82 計算期間	1.30
第 83 計算期間	1.59
第 84 計算期間	0.97
第 85 計算期間	0.62
第 86 計算期間	6.19
第 87 計算期間	10.53
第 88 計算期間	5.77
第 89 計算期間	3.60
第 90 計算期間	6.27
第 91 計算期間	3.91
第 92 計算期間	△11.07
第 93 計算期間	3.24
第 94 計算期間	△2.73
第 95 計算期間	2.15
第 96 計算期間	1.84
第 97 計算期間	1.26
第 98 計算期間	2.05
第 99 計算期間	2.75
第 100 計算期間	△0.30
第 101 計算期間	2.23
第 102 計算期間	0.10
第 103 計算期間	3.87
第 104 計算期間	1.63
第 105 計算期間	△0.09
第 106 計算期間	△0.64
第 107 計算期間	5.94
第 108 計算期間	△3.90
第 109 計算期間	12.19
第 110 計算期間	1.74
第 111 計算期間	0.32
第 112 計算期間	3.00
第 113 計算期間	△0.70
第 114 計算期間	2.17
第 115 計算期間	△0.52
第 116 計算期間	0.78
第 117 計算期間	△1.30
第 118 計算期間	2.02
第 119 計算期間	△8.02
第 120 計算期間	3.33
第 121 計算期間	2.12
第 122 計算期間	△3.28

第 123 計算期間	△4. 19
第 124 計算期間	△8. 00
第 125 計算期間	10. 34
第 126 計算期間	△3. 46
第 127 計算期間	1. 63
第 128 計算期間	△1. 67
第 129 計算期間	△0. 13
第 130 計算期間	1. 21
第 131 計算期間	△0. 51
第 132 計算期間	△0. 53
第 133 計算期間	0. 82
第 134 計算期間	10. 35
第 135 計算期間	0. 96
第 136 計算期間	△0. 09
第 137 計算期間	0. 48
第 138 計算期間	△2. 40
第 139 計算期間	4. 25
第 140 計算期間	△1. 50
第 141 計算期間	1. 78
第 142 計算期間	△2. 31
第 143 計算期間	2. 52
第 144 計算期間	3. 20
第 145 計算期間	0. 88
第 146 計算期間	0. 89
第 147 計算期間	△0. 56
第 148 計算期間	△6. 41
第 149 計算期間	△0. 15
第 150 計算期間	△0. 25
第 151 計算期間	2. 58
第 152 計算期間	1. 52
第 153 計算期間	1. 82
第 154 計算期間	△1. 75
第 155 計算期間	0. 91
第 156 計算期間	△2. 75
第 157 計算期間	3. 16
第 158 計算期間	△2. 33
第 159 計算期間	△4. 57
第 160 計算期間	5. 98
第 161 計算期間	1. 59
第 162 計算期間	2. 84
第 163 計算期間	△2. 52

第 164 計算期間	△0.10
第 165 計算期間	1.72
第 166 計算期間	△5.38
第 167 計算期間	5.63
第 168 計算期間	△0.30
第 169 計算期間	2.70
第 170 計算期間	0.31
第 171 計算期間	3.41
第 172 計算期間	0.32
第 173 計算期間	△18.70
第 174 計算期間	△2.97
第 175 計算期間	△1.43
第 176 計算期間	5.00
第 177 計算期間	1.15
第 178 計算期間	4.07
第 179 計算期間	△1.27
第 180 計算期間	1.16
第 181 計算期間	3.41
第 182 計算期間	1.85
第 183 計算期間	1.66
第 184 計算期間	3.68
第 185 計算期間	3.54
第 186 計算期間	3.15
第 187 計算期間	1.88
第 188 計算期間	4.56
第 189 計算期間	△0.12
第 190 計算期間	1.01
第 191 計算期間	△0.17
第 192 計算期間	0.47
第 193 計算期間	4.23
第 194 計算期間	△1.25
第 195 計算期間	2.52
第 196 計算期間	△3.13
第 197 計算期間	△2.82
第 198 計算期間	9.80
第 199 計算期間	△5.46
第 200 計算期間	2.79

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 81 計算期間	61,965,061	1,476,423,338	56,838,600,257
第 82 計算期間	46,799,658	1,405,308,102	55,480,091,813
第 83 計算期間	57,972,720	1,469,368,390	54,068,696,143
第 84 計算期間	50,996,182	1,261,620,395	52,858,071,930
第 85 計算期間	52,214,226	1,352,427,387	51,557,858,769
第 86 計算期間	56,821,450	1,502,611,567	50,112,068,652
第 87 計算期間	74,989,210	1,165,277,841	49,021,780,021
第 88 計算期間	95,603,437	1,421,079,808	47,696,303,650
第 89 計算期間	123,070,546	1,326,315,846	46,493,058,350
第 90 計算期間	81,637,601	1,389,805,159	45,184,890,792
第 91 計算期間	103,132,575	1,029,135,246	44,258,888,121
第 92 計算期間	104,759,172	1,572,086,117	42,791,561,176
第 93 計算期間	71,466,495	698,562,710	42,164,464,961
第 94 計算期間	57,296,986	760,266,617	41,461,495,330
第 95 計算期間	37,617,449	616,118,286	40,882,994,493
第 96 計算期間	46,477,571	665,579,992	40,263,892,072
第 97 計算期間	45,422,914	913,654,203	39,395,660,783
第 98 計算期間	75,883,710	1,493,115,907	37,978,428,586
第 99 計算期間	59,674,193	1,705,474,285	36,332,628,494
第 100 計算期間	48,919,207	604,937,647	35,776,610,054
第 101 計算期間	44,294,690	798,513,195	35,022,391,549
第 102 計算期間	104,364,962	827,585,423	34,299,171,088
第 103 計算期間	40,210,277	406,901,527	33,932,479,838
第 104 計算期間	70,425,271	807,413,384	33,195,491,725
第 105 計算期間	62,086,736	668,999,232	32,588,579,229
第 106 計算期間	74,256,020	618,514,203	32,044,321,046
第 107 計算期間	89,130,633	702,999,961	31,430,451,718
第 108 計算期間	79,508,370	675,940,516	30,834,019,572
第 109 計算期間	76,169,313	950,191,081	29,959,997,804
第 110 計算期間	133,597,295	1,306,523,055	28,787,072,044
第 111 計算期間	86,744,167	732,469,305	28,141,346,906
第 112 計算期間	124,712,393	676,044,128	27,590,015,171
第 113 計算期間	101,843,120	594,787,451	27,097,070,840
第 114 計算期間	59,497,058	683,122,668	26,473,445,230
第 115 計算期間	56,449,096	398,693,217	26,131,201,109
第 116 計算期間	68,690,531	564,222,680	25,635,668,960
第 117 計算期間	59,388,170	468,511,846	25,226,545,284
第 118 計算期間	45,371,992	380,824,679	24,891,092,597
第 119 計算期間	50,076,900	377,083,458	24,564,086,039

第 120 計算期間	30,607,538	191,003,750	24,403,689,827
第 121 計算期間	45,708,788	339,973,591	24,109,425,024
第 122 計算期間	34,920,995	335,653,055	23,808,692,964
第 123 計算期間	36,908,356	308,393,896	23,537,207,424
第 124 計算期間	47,008,740	165,954,942	23,418,261,222
第 125 計算期間	36,569,413	168,649,520	23,286,181,115
第 126 計算期間	30,580,779	176,101,625	23,140,660,269
第 127 計算期間	30,103,224	167,590,458	23,003,173,035
第 128 計算期間	31,437,530	211,898,296	22,822,712,269
第 129 計算期間	30,100,096	150,905,490	22,701,906,875
第 130 計算期間	29,225,697	178,320,957	22,552,811,615
第 131 計算期間	27,902,768	106,286,717	22,474,427,666
第 132 計算期間	30,019,249	117,066,650	22,387,380,265
第 133 計算期間	49,342,988	160,742,446	22,275,980,807
第 134 計算期間	30,305,695	261,703,786	22,044,582,716
第 135 計算期間	32,668,337	632,850,960	21,444,400,093
第 136 計算期間	27,331,826	318,998,971	21,152,732,948
第 137 計算期間	25,259,907	305,989,907	20,872,002,948
第 138 計算期間	35,691,346	179,733,485	20,727,960,809
第 139 計算期間	24,029,834	181,233,042	20,570,757,601
第 140 計算期間	24,664,608	264,583,405	20,330,838,804
第 141 計算期間	24,312,536	221,254,388	20,133,896,952
第 142 計算期間	28,193,817	214,263,668	19,947,827,101
第 143 計算期間	24,123,374	339,940,692	19,632,009,783
第 144 計算期間	33,259,991	271,368,640	19,393,901,134
第 145 計算期間	34,939,392	388,961,896	19,039,878,630
第 146 計算期間	24,496,928	220,429,432	18,843,946,126
第 147 計算期間	34,264,286	163,344,017	18,714,866,395
第 148 計算期間	37,850,954	191,668,124	18,561,049,225
第 149 計算期間	26,768,736	65,169,419	18,522,648,542
第 150 計算期間	21,821,671	93,670,041	18,450,800,172
第 151 計算期間	22,189,416	79,492,937	18,393,496,651
第 152 計算期間	20,079,155	121,803,535	18,291,772,271
第 153 計算期間	22,098,912	210,408,370	18,103,462,813
第 154 計算期間	24,089,406	131,894,777	17,995,657,442
第 155 計算期間	53,682,796	134,429,144	17,914,911,094
第 156 計算期間	47,307,561	166,567,557	17,795,651,098
第 157 計算期間	20,848,280	102,994,322	17,713,505,056
第 158 計算期間	32,494,342	159,295,717	17,586,703,681
第 159 計算期間	23,561,916	115,067,601	17,495,197,996
第 160 計算期間	28,144,700	97,987,735	17,425,354,961

第 161 計算期間	20,383,685	147,668,030	17,298,070,616
第 162 計算期間	33,998,320	213,410,092	17,118,658,844
第 163 計算期間	29,492,861	105,238,613	17,042,913,092
第 164 計算期間	32,122,970	63,782,590	17,011,253,472
第 165 計算期間	23,120,261	90,596,478	16,943,777,255
第 166 計算期間	19,934,513	93,390,455	16,870,321,313
第 167 計算期間	29,172,143	102,653,447	16,796,840,009
第 168 計算期間	28,603,436	129,267,211	16,696,176,234
第 169 計算期間	21,212,847	226,403,663	16,490,985,418
第 170 計算期間	22,419,698	161,454,735	16,351,950,381
第 171 計算期間	26,430,009	258,672,759	16,119,707,631
第 172 計算期間	27,145,354	257,262,121	15,889,590,864
第 173 計算期間	36,478,237	174,817,145	15,751,251,956
第 174 計算期間	39,013,281	132,731,054	15,657,534,183
第 175 計算期間	27,139,232	76,351,301	15,608,322,114
第 176 計算期間	35,219,845	69,184,542	15,574,357,417
第 177 計算期間	33,350,043	74,996,179	15,532,711,281
第 178 計算期間	25,123,940	84,793,636	15,473,041,585
第 179 計算期間	27,115,912	120,908,524	15,379,248,973
第 180 計算期間	26,761,918	25,837,084	15,380,173,807
第 181 計算期間	26,970,380	89,375,565	15,317,768,622
第 182 計算期間	20,693,689	216,750,848	15,121,711,463
第 183 計算期間	23,296,485	127,861,549	15,017,146,399
第 184 計算期間	26,019,004	254,387,791	14,788,777,612
第 185 計算期間	39,370,396	159,774,921	14,668,373,087
第 186 計算期間	18,294,958	165,161,616	14,521,506,429
第 187 計算期間	21,667,866	130,301,956	14,412,872,339
第 188 計算期間	28,560,438	91,577,943	14,349,854,834
第 189 計算期間	19,454,521	68,923,531	14,300,385,824
第 190 計算期間	17,505,320	110,033,559	14,207,857,585
第 191 計算期間	19,557,307	116,859,776	14,110,555,116
第 192 計算期間	17,825,599	82,906,300	14,045,474,415
第 193 計算期間	18,204,564	147,304,720	13,916,374,259
第 194 計算期間	21,168,635	93,919,215	13,843,623,679
第 195 計算期間	21,555,351	141,975,609	13,723,203,421
第 196 計算期間	25,391,128	81,089,679	13,667,504,870
第 197 計算期間	20,184,134	93,342,840	13,594,346,164
第 198 計算期間	17,872,039	101,943,181	13,510,275,022
第 199 計算期間	18,823,300	81,199,013	13,447,899,309
第 200 計算期間	24,514,830	60,943,801	13,411,470,338

(参考)

グローバル株式インカム マザーファンド

投資状況

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	14,360,751,398	66.19
	イギリス	2,728,525,250	12.58
	日本	1,730,521,800	7.98
	フランス	1,186,546,312	5.47
	カナダ	772,585,134	3.56
	スイス	410,947,017	1.89
	フィンランド	194,847,272	0.90
	小計	21,384,724,183	98.56
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	311,989,523	1.44
純資産総額		21,696,713,706	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 4 年 6 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	37,793	36,611.86	1,383,672,287	35,572.33	1,344,385,325	6.20
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	16,030	41,486.56	665,029,713	44,147.63	707,686,669	3.26
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	10,553	76,203.66	804,177,327	67,029.23	707,359,557	3.26
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	27,137	24,095.05	653,867,619	24,190.99	656,470,982	3.03
アメリカ	株式	SEMPRA ENERGY	公益事業	30,398	21,903.69	665,828,432	20,544.37	624,507,784	2.88
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエ	29,035	20,042.57	581,936,186	21,067.85	611,705,176	2.82

			ンス						
アメリカ	株式	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	保険	22,650	23,749.54	537,927,164	25,594.69	579,719,883	2.67
アメリカ	株式	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	食品・飲料・タバコ	65,297	8,519.22	556,279,924	8,480.99	553,783,465	2.55
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	39,983	14,492.11	579,438,092	13,786.91	551,242,086	2.54
アメリカ	株式	BUNGE LTD	食品・飲料・タバコ	40,633	15,151.64	615,656,802	12,503.48	508,054,163	2.34
アメリカ	株式	AMERIPRISE FINANCIAL INC	各種金融	15,467	37,217.96	575,650,195	32,803.19	507,367,094	2.34
アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネルギー	110,269	5,060.18	557,981,940	4,306.78	474,905,074	2.19
アメリカ	株式	GENERAL DYNAMICS CORP	資本財	15,552	31,313.56	486,988,533	29,971.19	466,111,953	2.15
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	82,516	6,118.23	504,851,968	5,427.56	447,860,772	2.06
カナダ	株式	CANADIAN NATURAL RESOURCES	エネルギー	59,700	8,844.05	527,990,252	7,435.90	443,923,230	2.05
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	35,346	12,236.35	432,506,154	11,626.40	410,947,017	1.89
イギリス	株式	SPECTRIS PLC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	87,835	5,031.19	441,915,390	4,606.73	404,632,832	1.86
アメリカ	株式	DOW INC	素材	56,722	9,050.76	513,377,691	7,104.62	402,988,619	1.86
アメリカ	株式	AUTOMATIC DATA PROCESSING	ソフトウェア・サービス	13,438	29,907.94	401,902,955	29,002.12	389,730,612	1.80
フランス	株式	AXA SA	保険	121,850	3,395.55	413,748,471	3,138.74	382,455,469	1.76
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	70,441	5,749.70	405,015,088	5,375.62	378,664,358	1.75
アメリカ	株式	LAS VEGAS SANDS CORP	消費者サービス	81,751	4,825.04	394,451,888	4,593.81	375,548,954	1.73
アメリカ	株式	NXP SEMICONDUCTORS NV	半導体・半導体製造装置	18,116	24,389.14	441,833,740	20,504.73	371,463,754	1.71
イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	71,041	6,501.54	461,876,597	5,140.32	365,173,771	1.68
アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	12,300	30,639.27	376,863,125	29,133.34	358,340,107	1.65
アメリカ	株式	NVENT ELECTRIC PLC	資本財	82,929	4,936.92	409,414,335	4,253.48	352,736,976	1.63
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	94,600	3,724.12	352,302,686	3,667.00	346,898,200	1.60
イギリス	株式	RELX PLC	商業・専門サービス	92,940	3,707.46	344,572,232	3,705.27	344,368,314	1.59
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	522,030	725.26	378,611,136	659.02	344,032,737	1.59
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	21,510	17,612.07	378,835,784	15,759.20	338,980,478	1.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 6 月 30 日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
----	-------	----	----------

株式	国内	医薬品	0.90	
		輸送用機器	1.42	
		その他製品	1.05	
		情報・通信業	1.52	
		卸売業	1.60	
		その他金融業	1.48	
	外国	エネルギー	7.37	
		素材	4.62	
		資本財	5.94	
		商業・専門サービス	1.59	
		運輸	1.65	
		自動車・自動車部品	1.10	
		消費者サービス	2.95	
		メディア・娯楽	1.75	
		食品・飲料・タバコ	10.30	
		家庭用品・パーソナル用品	0.90	
		ヘルスケア機器・サービス	1.45	
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12.26	
		銀行	5.14	
		各種金融	4.92	
		保険	5.95	
		ソフトウェア・サービス	9.08	
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.32	
		公益事業	4.32	
		半導体・半導体製造装置	4.97	
		小計		98.56
		合計		98.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

投資状況

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
-------	------	------	----------

株式	マルタ共和国	—	—
投資証券	アメリカ	95,447,078,214	70.81
	日本	11,198,294,700	8.31
	オーストラリア	6,417,012,793	4.76
	イギリス	6,125,533,147	4.54
	シンガポール	3,457,784,851	2.57
	香港	2,860,759,240	2.12
	カナダ	2,405,447,738	1.78
	フランス	1,229,647,947	0.91
	スペイン	1,143,779,214	0.85
	オランダ	895,482,978	0.66
	ベルギー	557,802,634	0.41
	小計	131,738,623,456	97.74
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	3,046,465,913	2.26
純資産総額		134,785,089,369	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和4年6月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	601,612	16,698.19	10,045,834,852	16,170.61	9,728,433,505	7.22
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	482,844	18,313.18	8,842,410,430	17,413.03	8,407,778,023	6.24
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	155,670	42,337.99	6,590,755,962	42,515.68	6,618,416,030	4.91
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	575,314	11,375.87	6,544,700,955	11,375.87	6,544,700,955	4.86
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	517,234	9,871.02	5,105,632,124	9,895.63	5,118,357,322	3.80
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	460,822	9,059.15	4,174,655,806	9,480.12	4,368,650,071	3.24
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	178,027	23,089.35	4,110,528,140	23,671.60	4,214,185,571	3.13
アメリカ	投資証券	UDR INC	540,289	6,179.30	3,338,609,330	6,326.91	3,418,363,767	2.54
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	114,354	26,634.83	3,045,799,533	26,663.53	3,049,081,813	2.26
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	625,310	5,010.68	3,133,233,813	4,871.27	3,046,057,095	2.26
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	427,878	7,287.77	3,118,279,703	7,047.22	3,015,350,741	2.24
香港	投資証券	LINK REIT	2,526,011	1,212.33	3,062,383,302	1,132.52	2,860,759,240	2.12
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	121,055	23,144.02	2,801,699,874	23,365.44	2,828,504,066	2.10
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	122,724	21,598.17	2,650,614,257	21,853.76	2,681,981,480	1.99
アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	339,647	7,077.29	2,403,780,453	7,565.23	2,569,510,391	1.91
アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	252,163	9,564.86	2,411,905,406	10,003.60	2,522,540,107	1.87
アメリカ	投資証券	LIFE STORAGE INC	162,817	15,088.10	2,456,600,024	15,314.99	2,493,541,378	1.85
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	635,487	3,548.21	2,254,843,108	3,531.81	2,244,420,104	1.67
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	331,648	7,146.99	2,370,287,328	6,585.24	2,183,982,472	1.62

イギリス	投資証券	SEGRO PLC	1,244,543	1,720.06	2,140,700,829	1,684.44	2,096,360,686	1.56
アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	662,290	3,069.83	2,033,119,565	2,821.07	1,868,369,894	1.39
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	2,643	718,000	1,897,674,000	676,000	1,786,668,000	1.33
アメリカ	投資証券	SITE CENTERS CORP	948,109	1,928.55	1,828,480,163	1,871.14	1,774,053,397	1.32
シンガポール	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	7,704,300	219.74	1,692,973,699	217.78	1,677,857,862	1.24
アメリカ	投資証券	URBAN EDGE PROPERTIES	753,508	2,331.76	1,757,000,417	2,103.50	1,585,007,996	1.18
アメリカ	投資証券	AMERICOLD REALTY TRUST INC	369,922	4,114.49	1,522,041,181	4,090.83	1,513,288,903	1.12
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	702,417	2,721.29	1,911,486,539	2,145.87	1,507,299,782	1.12
アメリカ	投資証券	KITE REALTY GROUP TRUST	605,914	2,658.42	1,610,777,531	2,454.77	1,487,381,206	1.10
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	110,953	14,196.95	1,575,194,370	13,293.49	1,474,953,350	1.09
アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	42,583	35,564.13	1,514,427,603	34,601.90	1,473,453,082	1.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 6 月 30 日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	各種金融	—
投資証券	—	97.74
合計		97.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	アラブ首長国連邦	2,478,605,406	5.30
	オマーン	2,295,662,724	4.91
	カタール	2,024,033,152	4.33
	クロアチア	1,702,384,333	3.64
	ペルー	1,613,320,449	3.45
	コロンビア	1,594,987,061	3.41
	ドミニカ共和国	1,581,463,653	3.38
	チリ	1,506,175,586	3.22

	サウジアラビア	1,232,929,203	2.64
	パナマ	1,154,050,591	2.47
	ハンガリー	1,152,295,188	2.46
	インドネシア	1,005,606,890	2.15
	エジプト	986,730,767	2.11
	アンゴラ共和国	912,936,673	1.95
	トルコ	904,349,474	1.93
	ルーマニア	778,285,354	1.66
	コートジボワール	634,642,278	1.36
	ウクライナ	624,612,935	1.34
	ガボン共和国	623,195,220	1.33
	アゼルバイジャン	590,669,919	1.26
	コスタリカ	563,268,928	1.20
	パキスタン	533,991,579	1.14
	ブラジル	522,982,143	1.12
	メキシコ	478,017,689	1.02
	北マケドニア共和国	456,380,214	0.98
	セルビア	424,214,207	0.91
	スリランカ	377,235,268	0.81
	アルゼンチン	344,279,601	0.74
	ヨルダン	324,592,739	0.69
	エクアドル	277,372,800	0.59
	パラグアイ	250,547,208	0.54
	セネガル共和国	227,715,016	0.49
	バミューダ	221,949,806	0.47
	モンゴル国	215,314,230	0.46
	モロッコ	210,553,104	0.45
	ベナン共和国	208,404,253	0.45
	ロシア	193,648,224	0.41
	フィリピン	182,052,751	0.39
	バーレーン	149,190,170	0.32
	ガーナ	148,246,046	0.32
	南アフリカ	139,020,183	0.30
	エルサルバドル	133,726,984	0.29
	アルメニア共和国	100,052,692	0.21
	ウズベキスタン	90,891,960	0.19
	ベネズエラ	73,933,629	0.16
	グアテマラ	31,022,266	0.07
	小計	32,275,540,546	69.03
特殊債券	サウジアラビア	2,137,287,693	4.57
	カタール	943,603,298	2.02

	ブルガリア	246,541,521	0.53
	パナマ	181,609,981	0.39
	南アフリカ	140,114,266	0.30
	イギリス	139,469,428	0.30
	小計	3,788,626,187	8.10
社債券	イスラエル	1,636,718,570	3.50
	アゼルバイジャン	1,177,204,508	2.52
	メキシコ	723,028,450	1.55
	シンガポール	493,486,266	1.06
	チリ	396,822,641	0.85
	インドネシア	342,622,959	0.73
	モロッコ	330,566,439	0.71
	ケイマン諸島	245,021,479	0.52
	マレーシア	232,005,347	0.50
	アラブ首長国連邦	207,296,014	0.44
	ブラジル	206,969,688	0.44
	カザフスタン	186,245,519	0.40
	コロンビア	174,208,948	0.37
	ベネズエラ	112,030,910	0.24
	アルゼンチン	96,040,193	0.21
	バミューダ	23,796,808	0.05
	小計	6,584,064,739	14.08
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	4,105,169,706	8.79
純資産総額		46,753,401,178	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和4年6月30日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
債券先物取引	売建	ドイツ	3,482,413,482	△7.45

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和4年6月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------	------	-----------------

アラブ首 長国連邦	国債証券	3.125 ABU DHABI G 490930	12,372,000	13,171.57	1,629,587,659	10,627.07	1,314,781,721	3.125000	2049/9/30	2.81
サウジア ラビア	特殊債券	2.875 SAUDI ARABI 240416	6,570,000	13,951.78	916,632,515	13,427.57	882,191,998	2.875000	2024/4/16	1.89
クロアチ ア	国債証券	1.5 CROATIA 310617	7,075,000	13,912.69	984,323,142	12,092.65	855,555,138	1.500000	2031/6/17	1.83
ペルー	国債証券	2.783 PERU 310123	7,410,000	12,953.87	959,882,236	11,481.66	850,791,228	2.783000	2031/1/23	1.82
イスラエ ル	社債券	5 ISRAEL ELEC 241112	6,130,000	14,639.58	897,406,852	13,854.63	849,289,220	5.000000	2024/11/12	1.82
インドネ シア	国債証券	4.75 INDONESIA 290211	5,760,000	15,422.11	888,313,563	13,852.51	797,905,037	4.750000	2029/2/11	1.71
イスラエ ル	社債券	4.25 ISRAEL ELEC 280814	5,990,000	14,851.99	889,634,231	13,145.73	787,429,350	4.250000	2028/8/14	1.68
サウジア ラビア	特殊債券	3.5 SAUDI ARABIAN 290416	4,990,000	14,225.22	709,838,538	13,045.25	650,958,403	3.500000	2029/4/16	1.39
カタール	特殊債券	3.3 QATAR PETROLE 510712	6,085,000	12,835.91	781,065,666	10,589.06	644,344,564	3.300000	2051/7/12	1.38
アラブ首 長国連邦	国債証券	1.7 ABU DHABI GOV 310302	5,530,000	12,922.88	714,635,760	11,478.60	634,766,861	1.700000	2031/3/2	1.36
オマーン	国債証券	6.75 OMAN GOV INT 480117	5,140,000	13,345.16	685,941,318	12,064.59	620,120,093	6.750000	2048/1/17	1.33
カタール	国債証券	4.4 QATAR 500416	4,655,000	15,982.58	743,989,294	13,079.19	608,836,584	4.400000	2050/4/16	1.30
オマーン	国債証券	4.75 OMAN 260615	4,537,000	13,677.12	620,531,118	13,104.19	594,537,327	4.750000	2026/6/15	1.27
アゼルバ イジャン	国債証券	4.75 AZERBAIJAN 240318	4,352,000	14,473.72	629,896,669	13,572.37	590,669,919	4.750000	2024/3/18	1.26
チリ	国債証券	3.1 CHILE 410507	5,680,000	11,668.39	662,764,777	10,275.40	583,642,803	3.100000	2041/5/7	1.25
アゼルバ イジャン	社債券	6.875 SOUTHERN GA 260324	4,275,000	15,614.61	667,524,935	13,577.57	580,441,225	6.875000	2026/3/24	1.24
サウジア ラビア	国債証券	4.5 SAUDI INTERNA 461026	4,580,000	15,222.78	697,203,767	12,503.48	572,659,677	4.500000	2046/10/26	1.22
ブラジル	国債証券	4.75 BRAZIL 500114	5,635,000	11,445.85	644,974,017	9,280.96	522,982,143	4.750000	2050/1/14	1.12
パナマ	国債証券	3.875 PANAMA 280317	3,925,000	14,302.33	561,366,526	13,010.77	510,673,069	3.875000	2028/3/17	1.09
シンガポ ール	社債券	2.5 TEMASEK FIN 701006	5,430,000	11,955.44	649,180,817	9,088.14	493,486,266	2.500000	2070/10/6	1.06
ドミニカ 共和国	国債証券	4.875 DOMINICAN 320923	4,420,000	13,228.34	584,692,650	10,548.75	466,254,750	4.875000	2032/9/23	1.00
カタール	国債証券	4.625 QATAR 460602	3,195,000	16,380.41	523,354,246	13,610.67	434,861,111	4.625000	2046/6/2	0.93
パキスタ ン	国債証券	6.875 PAKISTAN 271205	4,555,000	13,408.30	610,748,430	9,509.64	433,164,452	6.875000	2027/12/5	0.93
コロンビ ア	国債証券	3 COLOMBIA 300130	4,120,000	11,909.68	490,678,822	10,288.72	423,895,600	3.000000	2030/1/30	0.91
セルビア	国債証券	1.5 SERBIA 290626	3,896,000	13,268.41	516,937,530	10,416.02	405,808,248	1.500000	2029/6/26	0.87
ハンガリ ー	国債証券	5.25 HUNGARY 290616	2,745,000	13,509.94	370,847,885	13,667.72	375,179,096	5.250000	2029/6/16	0.80
オマーン	国債証券	6.25 OMAN GOV INT 310125	2,789,000	14,253.75	397,537,202	13,410.93	374,030,899	6.250000	2031/1/25	0.80
アゼルバ イジャン	社債券	4.75 STATE OIL AZ 230313	2,735,000	14,086.10	385,254,948	13,644.02	373,164,120	4.750000	2023/3/13	0.80
コロンビ ア	国債証券	3.25 COLOMBIA 320422	3,785,000	10,995.85	416,192,992	9,772.28	369,880,841	3.250000	2032/4/22	0.79
コートジ ボワール	国債証券	5.875 IVORY COAST 311017	3,200,000	14,259.29	456,297,466	11,323.40	362,348,929	5.875000	2031/10/17	0.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 6 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	69.03
特殊債券	8.10
社債券	14.08
合計	91.22

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 4 年 6 月 30 日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額 (円)	評価金額	評価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BOBL 2209	売建	54	ユーロ	6,747,251.94	962,630,434	6,652,260	949,077,934	△2.03
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-B 2209	売建	111	ユーロ	16,803,081.21	2,397,295,596	16,315,890	2,327,788,026	△4.98
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BUXL 2209	売建	9	ユーロ	1,545,351.99	220,475,368	1,440,720	205,547,522	△0.44

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

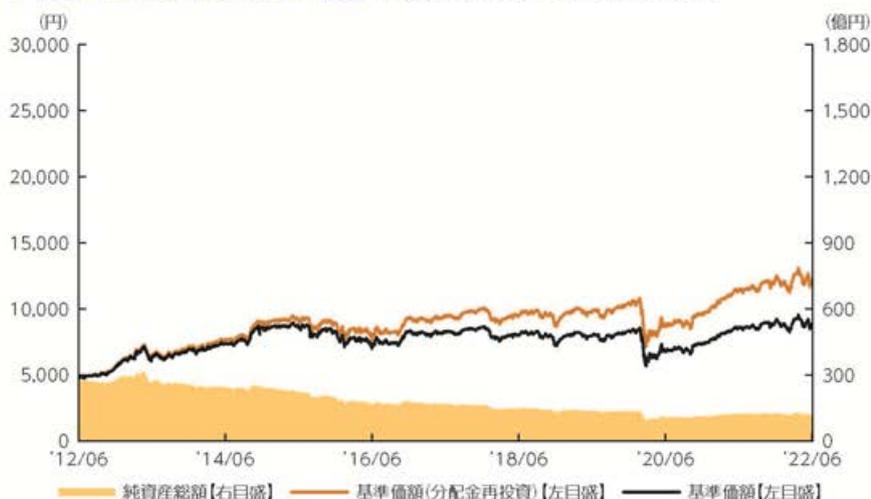
《参考情報》



運用実績

2022年6月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2012年6月29日～2022年6月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	8,810円
純資産総額	118.0億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2022年 6月	25円
2022年 5月	25円
2022年 4月	25円
2022年 3月	25円
2022年 2月	25円
2022年 1月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	7,810円

•分配金は1万口当たり、税引前

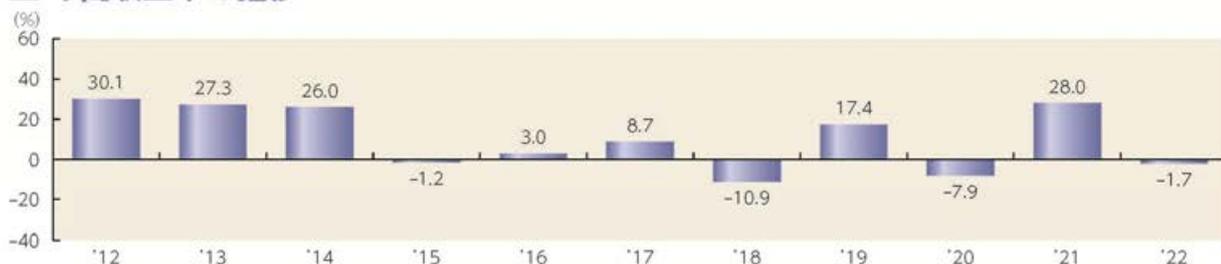
■ 主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	比率
国内株式	2.6%	1 アメリカドル	77.4%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	2.0%
国内リート	2.7%	2 円	8.4%	ELI LILLY & CO	株式	医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	1.1%
外国株式	29.5%	3 イギリスポンド	5.3%	BROADCOM INC	株式	半導体・半導体製造装置	1.1%
外国債券	29.6%	4 ユーロ	3.4%	JOHNSON & JOHNSON	株式	医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	1.0%
外国リート	29.0%	5 カナダドル	1.8%	3.125 ABU DHABI G 490930	債券	国債	0.9%
		6 オーストラリアドル	1.6%	2.875 SAUDI ARABI 240416	債券	特殊債	0.6%
		7 シンガポールドル	0.8%	1.5 CROATIA 310617	債券	国債	0.6%
コールローン他 (負債控除後)	6.6%	8 香港ドル	0.7%	PROLOGIS INC	リート	-	2.3%
合計	100.0%	9 スイスフラン	0.6%	DIGITAL REALTY TRUST INC	リート	-	2.0%
				PUBLIC STORAGE	リート	-	1.6%

その他資産の状況	比率
債券先物取引 (売建)	-2.4%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2022年は年初から6月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みできません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、

申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。

解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（2005年10月14日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとします。（ただし、第1計算期間は2005年10月14日から2005年11月14日までとします。）

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年6月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 3 年 12 月 14 日から令和 4 年 6 月 13 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月17日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）の令和3年12月14日から令和4年6月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）の令和4年6月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 3 年 12 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	304,291,762	259,467,334
親投資信託受益証券	11,965,965,542	11,678,113,321
未収入金	-	102,450,000
流動資産合計	12,270,257,304	12,040,030,655
資産合計	12,270,257,304	12,040,030,655
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	34,609,059	33,528,675
未払解約金	4,863,618	7,540,301
未払受託者報酬	918,442	919,972
未払委託者報酬	15,498,746	15,524,538
未払利息	80	267
その他未払費用	91,835	91,988
流動負債合計	55,981,780	57,605,741
負債合計	55,981,780	57,605,741
純資産の部		
元本等		
元本	13,843,623,679	13,411,470,338
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,629,348,155	△1,429,045,424
(分配準備積立金)	2,357,226,459	2,645,662,860
元本等合計	12,214,275,524	11,982,424,914
純資産合計	12,214,275,524	11,982,424,914
負債純資産合計	12,270,257,304	12,040,030,655

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 6 月 15 日 至 令和 3 年 12 月 13 日	当期 自 令和 3 年 12 月 14 日 至 令和 4 年 6 月 13 日
営業収益		
受取利息	544	255
有価証券売買等損益	594,077,966	453,467,779
営業収益合計	594,078,510	453,468,034
営業費用		
支払利息	36,110	19,077

受託者報酬	5,374,228	5,317,620
委託者報酬	90,690,004	89,734,839
その他費用	537,356	531,704
営業費用合計	96,637,698	95,603,240
営業利益又は営業損失(△)	497,440,812	357,864,794
経常利益又は経常損失(△)	497,440,812	357,864,794
当期純利益又は当期純損失(△)	497,440,812	357,864,794
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,595,712	6,855,516
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,983,033,136	△1,629,348,155
剰余金増加額又は欠損金減少額	83,905,717	67,619,380
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	83,905,717	67,619,380
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,005,162	14,939,182
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,005,162	14,939,182
分配金	211,060,674	203,386,745
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,629,348,155	△1,429,045,424

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月12日および12月12日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和3年12月14日から令和4年6月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和3年12月13日現在]	当期 [令和4年6月13日現在]
1. 期首元本額	14,349,854,834 円	13,843,623,679 円
期中追加設定元本額	113,715,946 円	128,340,782 円
期中一部解約元本額	619,947,101 円	560,494,123 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,629,348,155 円	1,429,045,424 円
3. 受益権の総数	13,843,623,679 口	13,411,470,338 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年6月15日 至 令和3年12月13日	当期 自 令和3年12月14日 至 令和4年6月13日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託

財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2. 分配金の計算過程

第189期

令和3年6月15日

令和3年7月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,884,091円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	313,408,240円
分配準備積立金額	D	1,981,792,586円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,318,084,917円
当ファンドの期末残存口数	F	14,300,385,824口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,620円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,750,964円

第190期

令和3年7月13日

令和3年8月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,558,791円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	63,596,318円
収益調整金額	C	313,792,775円
分配準備積立金額	D	1,954,016,157円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,352,964,041円
当ファンドの期末残存口数	F	14,207,857,585口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,656円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,519,643円

第191期

令和3年8月13日

令和3年9月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,080,236円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	314,412,062円
分配準備積立金額	D	1,987,426,775円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,316,919,073円
当ファンドの期末残存口数	F	14,110,555,116口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,641円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,276,387円

第192期

令和3年9月14日

令和3年10月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,040,955円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	315,464,814円
分配準備積立金額	D	1,955,857,371円

財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2. 分配金の計算過程

第195期

令和3年12月14日

令和4年1月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,889,980円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	106,070,292円
収益調整金額	C	318,004,252円
分配準備積立金額	D	2,333,352,472円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,789,316,996円
当ファンドの期末残存口数	F	13,723,203,421口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,032円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,308,008円

第196期

令和4年1月13日

令和4年2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,351,391円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	321,226,199円
分配準備積立金額	D	2,422,793,778円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,750,371,368円
当ファンドの期末残存口数	F	13,667,504,870口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,012円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,168,762円

第197期

令和4年2月15日

令和4年3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,611,244円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	323,042,640円
分配準備積立金額	D	2,378,830,187円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,717,484,071円
当ファンドの期末残存口数	F	13,594,346,164口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,998円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,985,865円

第198期

令和4年3月15日

令和4年4月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	46,575,070円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	336,915,024円
収益調整金額	C	324,169,660円
分配準備積立金額	D	2,342,941,190円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,302,363,140円
当ファンドの期末残存口数	F	14,045,474,415口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,639円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,113,686円

第193期

令和3年10月13日

令和3年11月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,525,006円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	472,246,843円
収益調整金額	C	315,090,329円
分配準備積立金額	D	1,931,606,271円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,743,468,449円
当ファンドの期末残存口数	F	13,916,374,259口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,971円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,790,935円

第194期

令和3年11月13日

令和3年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,183,190円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	317,093,808円
分配準備積立金額	D	2,377,652,328円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,708,929,326円
当ファンドの期末残存口数	F	13,843,623,679口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,956円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,609,059円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,050,600,944円
当ファンドの期末残存口数	F	13,510,275,022口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,257円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,775,687円

第199期

令和4年4月13日

令和4年5月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,376,501円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	326,425,591円
分配準備積立金額	D	2,676,658,764円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,020,460,856円
当ファンドの期末残存口数	F	13,447,899,309口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,246円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,619,748円

第200期

令和4年5月13日

令和4年6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,692,026円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	330,409,681円
分配準備積立金額	D	2,648,499,509円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,009,601,216円
当ファンドの期末残存口数	F	13,411,470,338口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,244円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,528,675円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和3年6月15日 至 令和3年12月13日	自 令和3年12月14日 至 令和4年6月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	<p>範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	
--	--	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3 年 12 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3 年 12 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△137,803,570	338,787,263
合計	△137,803,570	338,787,263

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 3 年 12 月 13 日現在]	当期 [令和 4 年 6 月 13 日現在]
1口当たり純資産額	0.8823円	0.8934円
(1万口当たり純資産額)	(8,823円)	(8,934円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	977,559,523	4,010,437,943	
	ワールド・リート・オープン マザーファンド	1,253,772,502	3,817,611,891	
	グローバル株式インカム マザーファンド	1,087,834,394	3,850,063,487	
合計		3,319,166,419	11,678,113,321	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グローバル株式インカム マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年6月13日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	147,495,289
コール・ローン	322,312,154
株式	20,556,943,869
未収配当金	46,538,238
流動資産合計	21,073,289,550
資産合計	21,073,289,550
負債の部	
流動負債	
未払金	14,550,390
未払解約金	94,120,000
未払利息	331
流動負債合計	108,670,721

負債合計	108,670,721
純資産の部	
元本等	
元本	5,923,541,528
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	15,041,077,301
元本等合計	20,964,618,829
純資産合計	20,964,618,829
負債純資産合計	21,073,289,550

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年6月13日現在]
1. 期首	令和3年12月14日
期首元本額	4,953,397,784円
期中追加設定元本額	1,698,644,497円
期中一部解約元本額	728,500,753円
元本の内訳※	
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	1,087,834,394円
グローバル株式インカム(毎月決算型)	809,324,894円
先進国好配当株式ファンド(3ヵ月決算型)	3,200,129,128円
先進国好配当株式ファンド(年2回決算型)	754,622,578円
先進国好配当株式ファンド(3ヵ月決算型)為替ヘッジあり	33,751,824円
先進国好配当株式ファンド(年2回決算型)為替ヘッジあり	37,878,710円
合計	5,923,541,528円
2. 受益権の総数	5,923,541,528口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和3年12月14日 至 令和4年6月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有してお

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>りますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>
-------------------	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 6 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 6 月 13 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	△870,476,258
合計	△870,476,258

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 6 月 13 日現在]
1口当たり純資産額	3.5392円
(1万口当たり純資産額)	(35,392円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円	武田薬品工業	48,300	3,587.00	173,252,100	
	トヨタ自動車	137,800	2,131.50	293,720,700	
	任天堂	3,700	57,810.00	213,897,000	
	日本電信電話	79,400	3,941.00	312,915,400	
	伊藤忠商事	89,000	3,742.00	333,038,000	
	オリックス	133,100	2,344.00	311,986,400	
円 小計		491,300		1,638,809,600	
アメリカドル	SCHLUMBERGER LTD	64,059	47.21	3,024,225.39	
	WILLIAMS COS INC	103,769	34.89	3,620,500.41	
	DOW INC	53,422	61.87	3,305,219.14	
	GENERAL DYNAMICS CORP	14,652	224.63	3,291,278.76	
	NVENT ELECTRIC PLC	78,029	34.81	2,716,189.49	
	UNION PACIFIC CORP	11,600	211.12	2,448,992.00	
	LAS VEGAS SANDS CORP	76,951	33.50	2,577,858.50	
	STARBUCKS CORP	23,881	75.67	1,807,075.27	
	COMCAST CORP-CLASS A	66,241	41.63	2,757,612.83	
	BUNGE LTD	38,233	106.96	4,089,401.68	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	61,397	60.80	3,732,937.60	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	37,683	102.33	3,856,101.39	
	MEDTRONIC PLC	23,900	92.74	2,216,486.00	
	ABBVIE INC	27,335	143.20	3,914,372.00	
	ELI LILLY & CO	15,030	297.01	4,464,060.30	
	JOHNSON & JOHNSON	25,537	172.55	4,406,409.35	
	JPMORGAN CHASE & CO	20,210	119.55	2,416,105.50	
	WELLS FARGO & CO	77,616	40.08	3,110,849.28	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	14,567	251.58	3,664,765.86	
	BLACKROCK INC	2,583	617.67	1,595,441.61	
	LAZARD LTD-CL A	68,867	33.14	2,282,252.38	
	ALLSTATE CORP	18,028	124.59	2,246,108.52	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	21,250	174.82	3,714,925.00	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	12,638	211.62	2,674,453.56		
MICROSOFT CORP	35,593	252.99	9,004,673.07		
NATIONAL INSTRUMENTS CORP	50,758	34.11	1,731,355.38		
NETAPP INC	31,694	66.81	2,117,476.14		

	NEXTERA ENERGY INC	28,398	75.91	2,155,692.18
	SEMPRA ENERGY	28,598	154.66	4,422,966.68
	BROADCOM INC	9,953	541.27	5,387,260.31
	NXP SEMICONDUCTORS NV	17,016	178.57	3,038,547.12
	アメリカドル 小計	1,159,488		101,791,592.70 (13,741,865,014)
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	57,600	82.83	4,771,008.00
	ROYAL BANK OF CANADA	23,800	128.55	3,059,490.00
	カナダドル 小計	81,400		7,830,498.00 (825,726,014)
イギリスポンド	BP PLC	491,140	4.37	2,148,491.93
	ANGLO AMERICAN PLC	66,841	36.13	2,414,965.33
	MONDI PLC	87,728	14.67	1,286,969.76
	RELX PLC	87,440	21.58	1,886,955.20
	DIAGEO PLC	52,691	35.35	1,862,890.30
	ASTRAZENECA PLC	14,017	98.51	1,380,814.67
	SAGE GROUP PLC/THE	211,060	6.23	1,316,170.16
	SPECTRIS PLC	82,635	29.65	2,450,127.75
	イギリスポンド 小計	1,093,552		14,747,385.10 (2,443,494,237)
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	33,256	83.92	2,790,843.52
	スイスフラン 小計	33,256		2,790,843.52 (380,643,147)
ユーロ	METSO OUTOTEC OYJ	171,316	8.67	1,485,994.98
	VINCI SA	20,798	88.18	1,833,967.64
	MICHELIN (CGDE)	14,875	117.50	1,747,812.50
	DANONE	35,851	52.65	1,887,555.15
	UNILEVER PLC	29,677	42.66	1,266,169.20
	AXA SA	113,700	22.58	2,567,346.00
	ユーロ 小計	386,217		10,788,845.47 (1,526,405,857)
	合 計	3,245,213		20,556,943,869 (18,918,134,269)

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 31 銘柄	100.00%	66.85%
カナダドル	株式 2 銘柄	100.00%	4.02%
イギリスポンド	株式 8 銘柄	100.00%	11.89%
スイスフラン	株式 1 銘柄	100.00%	1.85%
ユーロ	株式 6 銘柄	100.00%	7.43%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年6月13日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	986,610,250
コール・ローン	279,868,575
投資証券	132,296,585,946
派生商品評価勘定	3,480,797
未収入金	3,115,433,403
未収配当金	177,680,160
流動資産合計	136,859,659,131
資産合計	136,859,659,131
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	795,311
未払金	1,823,594,168
未払解約金	203,169,180
未払利息	288
流動負債合計	2,027,558,947
負債合計	2,027,558,947
純資産の部	
元本等	
元本	44,280,794,115

剰余金

剰余金又は欠損金 (△)	90,551,306,069
元本等合計	134,832,100,184
純資産合計	134,832,100,184
負債純資産合計	136,859,659,131

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年6月13日現在]
1. 期首	令和3年12月14日
期首元本額	49,968,588,102円
期中追加設定元本額	382,275,124円
期中一部解約元本額	6,070,069,111円
元本の内訳※	
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	1,253,772,502円
ワールド・リート・オープン(資産成長型)	348,364,890円
ワールド・リート・オープン(毎月決算型)	42,347,586,649円
ワールド・リート・オープン(1年決算型)	280,227,320円
ワールド・リート・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり	32,340,545円
ワールド・リート・オープン(資産成長型)為替ヘッジあり	18,502,209円
合計	44,280,794,115円
2. 受益権の総数	44,280,794,115円

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和3年12月14日 至 令和4年6月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有してお

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>りますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
-------------------	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 6 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 6 月 13 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	△2,450,766,935
合計	△2,450,766,935

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 4 年 6 月 13 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	オーストラリアドル	103,931	—	102,433	△1,498
	香港ドル	64,957,540	—	65,508,660	551,120
	売建				

	アメリカドル	94,122,140	—	94,915,953	△793,813
	オーストラリアドル	431,546,338	—	428,616,661	2,929,677
	合計	590,729,949	—	589,143,707	2,685,486

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年6月13日現在]
1口当たり純資産額	3.0449円
(1万口当たり純資産額)	(30,449円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	20,047,692	—	—	
	ユーロ 小計	20,047,692		— (—)	
	合計	20,047,692		— (—)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	GLP投資法人	3,186	523,141,200	

		日本プロロジスリート投資法人	2,462	845,697,000	
		星野リゾート・リート投資法人	929	642,868,000	
		野村不動産マスターファンド投資法人	5,978	1,007,293,000	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,399	761,056,000	
		三菱地所物流リート投資法人	1,084	499,182,000	
		日本ビルファンド投資法人	2,643	1,881,816,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	1,606	1,027,840,000	
		日本都市ファンド投資法人	8,192	863,436,800	
		オリックス不動産投資法人	4,120	763,024,000	
		日本プライムリアルティ投資法人	1,809	744,403,500	
		インヴィンシブル投資法人	5,686	231,704,500	
		大和証券オフィス投資法人	1,302	891,870,000	
		大和証券リビング投資法人	4,308	501,451,200	
円合計			44,704	11,184,783,200	
アメリカ ドル	投資証券	AGREE REALTY CORP	252,163	17,739,667.05	
		AMERICAN TOWER CORP	42,583	10,688,758.83	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	291,494	8,803,118.80	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	114,354	22,234,991.76	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	662,290	14,431,299.10	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	10,685,600	10,044,464.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	340,885	44,778,653.60	
		DUKE REALTY CORP	376,134	18,723,950.52	
		EQUITY RESIDENTIAL	517,234	37,370,156.50	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	121,055	20,206,500.60	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	635,487	16,287,531.81	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	702,417	13,093,052.88	
		INVITATION HOMES INC	653,499	23,584,778.91	
		IRON MOUNTAIN INC	364,883	18,623,628.32	
		KILROY REALTY CORP	186,589	10,146,709.82	
		KITE REALTY GROUP TRUST	799,898	15,078,077.30	
		LIFE STORAGE INC	162,817	17,594,005.02	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	168,752	2,698,344.48	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	178,027	29,937,020.32	
		NETSTREIT CORP	397,303	8,049,358.78	
OUTFRONT MEDIA INC	315,578	5,538,393.90			
PARK HOTELS & RESORTS INC	326,904	5,505,063.36			

		PROLOGIS INC	601,612	70,532,990.88	
		PUBLIC STORAGE	155,670	47,857,628.10	
		REALTY INCOME CORP	460,822	30,395,819.12	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	155,585	9,509,355.20	
		RPT REALTY	998,598	10,734,928.50	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	141,152	14,293,051.52	
		SITE CENTERS CORP	1,059,720	14,496,969.60	
		SL GREEN REALTY CORP	172,297	9,121,403.18	
		SUN COMMUNITIES INC	122,724	19,146,171.24	
		UDR INC	540,289	24,183,335.64	
		URBAN EDGE PROPERTIES	753,508	12,553,443.28	
		VENTAS INC	427,878	22,519,219.14	
		WELLTOWER INC	575,314	47,216,019.98	
アメリカドル合計			24,461,115	703,717,861.04 (95,001,911,240)	
カナダドル	投資証券	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	245,556	8,943,149.52	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	451,371	5,727,897.99	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	462,017	9,891,783.97	
カナダドル合計			1,158,944	24,562,831.48 (2,590,150,579)	
オーストラリアドル	投資証券	DEXUS/AU	1,157,255	11,005,495.05	
		GOODMAN GROUP	861,616	16,008,825.28	
		GPT GROUP	3,287,899	14,203,723.68	
		NATIONAL STORAGE REIT	2,910,890	6,607,720.30	
		SCENTRE GROUP	1,927,153	5,087,683.92	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	4,691,814	12,808,652.22	
		VICINITY CENTRES	4,416,543	7,883,529.25	
オーストラリアドル合計			19,253,170	73,605,629.70 (6,964,564,682)	
イギリス ポンド	投資証券	BIG YELLOW GROUP PLC	274,025	3,507,520.00	
		DERWENT LONDON PLC	128,630	3,665,955.00	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	4,423,700	3,976,906.30	
		HAMMERSON PLC	8,302,753	2,083,160.72	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	946,832	7,048,217.40	
		SEGRO PLC	1,269,333	12,864,689.95	
		UNITE GROUP PLC/THE	465,295	5,039,144.85	

		WORKSPACE GROUP PLC	255,596	1,690,767.54	
イギリスポンド合計			16,066,164	39,876,361.76 (6,607,114,380)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	2,214,811	153,043,440.10	
香港ドル合計			2,214,811	153,043,440.10 (2,632,347,169)	
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	7,704,300	17,103,546.00	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	3,913,000	7,121,660.00	
		SUNTEC REIT	6,707,300	11,201,191.00	
シンガポールドル合計			18,324,600	35,426,397.00 (3,438,131,828)	
ユーロ	投資証券	AEDIFICA	33,666	3,289,168.20	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	148,982	3,456,382.40	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	489,609	3,422,366.91	
		KLEPIERRE	263,093	5,348,680.69	
		MERCIALYS	370,706	3,251,091.62	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	543,029	5,430,290.00	
		NSI NV	90,403	3,209,306.50	
ユーロ合計			1,939,488	27,407,286.32 (3,877,582,868)	
合計				132,296,585,946 (121,111,802,746)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 35 銘柄	—	100.00%	71.81%
カナダドル	投資証券 3 銘柄	—	100.00%	1.96%
オーストラリアドル	投資証券 7 銘柄	—	100.00%	5.26%
イギリスポンド	投資証券 8 銘柄	—	100.00%	4.99%
香港ドル	投資証券 1 銘柄	—	100.00%	1.99%
シンガポールドル	投資証券 3 銘柄	—	100.00%	2.60%
ユーロ	株式 1 銘柄	—	—	—
	投資証券 7 銘柄	—	100.00%	2.93%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年6月13日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	2,668,464,730
コール・ローン	457,416,572
国債証券	33,246,516,997
特殊債券	3,799,174,444
社債券	6,772,008,996
派生商品評価勘定	1,309,340,581
未収入金	199,537,139
未収利息	640,608,006
前払費用	50,313,815
差入委託証拠金	915,624,557
流動資産合計	50,059,005,837
資産合計	50,059,005,837
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	888,022,662
未払金	741,170,223
未払解約金	272,730,363
未払利息	471
流動負債合計	1,901,923,719
負債合計	1,901,923,719
純資産の部	
元本等	
元本	11,738,440,308
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	36,418,641,810
元本等合計	48,157,082,118
純資産合計	48,157,082,118
負債純資産合計	50,059,005,837

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しており

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ます。 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。
-------------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4 年 6 月 13 日現在]
1. 期首	令和 3 年 12 月 14 日
期首元本額	12,895,436,412 円
期中追加設定元本額	433,570,247 円
期中一部解約元本額	1,590,566,351 円
元本の内訳※	
エマーシング・ソブリン・オープン (毎月決算型)	4,408,764,686 円
エマーシング・ソブリン・オープン (1年決算型)	3,196,780,943 円
エマーシング・ソブリン・オープン (毎月決算型) 為替ヘッジあり	2,851,897,711 円
グローバル財産3分法ファンド (毎月決算型)	977,559,523 円
エマーシング・ソブリン・オープン (資産成長型)	211,959,004 円
エマーシング・ソブリン・オープン (資産成長型) 為替ヘッジあり	91,478,441 円
合計	11,738,440,308 円
2. 受益権の総数	11,738,440,308 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 12 月 14 日 至 令和 4 年 6 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 6 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 6 月 13 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△6,349,771,484
特殊債券	△405,624,288
社債券	△786,122,669
合計	△7,541,518,441

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和 4 年 6 月 13 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建	3,747,154,516	—	3,644,683,583	102,470,933
合計		3,747,154,516	—	3,644,683,583	102,470,933

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
 原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

[令和 4 年 6 月 13 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカドル	9,901,485,736	—	10,915,028,500
	ユーロ	5,757,577,896	—	5,948,904,685
	売建			
	アメリカドル	5,865,717,361	—	6,182,130,667
	ユーロ	9,887,880,647	—	10,457,489,908
	合計	31,412,661,640	—	33,503,553,760
				1,013,542,764
				191,326,789
				△316,413,306
				△569,609,261
				318,846,986

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年6月13日現在]
1口当たり純資産額	4.1025円
(1万口当たり純資産額)	(41,025円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0 ECUADOR 300731	1,053,779.00	557,400.88	
		1.7 ABU DHABI GOV 310302	5,530,000.00	4,723,117.70	
		2.125 HUNGARY 310922	2,220,000.00	1,727,746.08	
		2.55 CHILE 330727	2,125,000.00	1,745,626.89	
		2.75 CHILE 270131	2,190,000.00	2,063,344.69	
		2.783 PERU 310123	7,410,000.00	6,417,005.74	

2.844 PERU 300620	580,000.00	515,274.07	
3 ABU DHABI GOVT 510915	765,000.00	597,805.42	
3 COLOMBIA 300130	4,120,000.00	3,244,936.39	
3 MOROCCO 321215	925,000.00	717,800.00	
3 PERU 340115	2,915,000.00	2,419,566.44	
3.1 CHILE 410507	5,680,000.00	4,328,724.12	
3.125 ABU DHABI G 490930	12,372,000.00	9,891,983.11	
3.125 COLOMBIA 310415	2,630,000.00	2,022,569.01	
3.125 HUNGARY 510921	2,010,000.00	1,308,497.94	
3.16 PANAMA 300123	2,545,000.00	2,299,960.40	
3.229 PHILIPPINE 270329	425,000.00	418,498.81	
3.25 CHILE 710921	3,830,000.00	2,556,536.10	
3.25 COLOMBIA 320422	3,785,000.00	2,870,813.14	
3.25 MEXICO 300416	265,000.00	236,245.46	
3.25 SAUDI INTERN 511117	1,360,000.00	1,066,754.08	
3.362 PANAMA BONO 310630	1,335,000.00	1,191,487.50	
3.375 GOVT OF BER 500820	275,000.00	210,623.36	
3.4 QATAR 250416	1,315,000.00	1,315,821.87	
3.45 SAUDI INTERN 610202	1,380,000.00	1,069,018.38	
3.5 CHILE 340131	585,000.00	522,373.43	
3.5 MEXICO 340212	690,000.00	579,696.06	
3.55 INDONESIA 320331	360,000.00	335,652.74	
3.556 PHILIPPINE 320929	275,000.00	259,076.79	
3.6 REPUBLIC OF A 310202	1,045,000.00	763,414.30	
3.625 ROMANIA 320327	356,000.00	295,091.59	
3.75 QATAR 300416	2,290,000.00	2,305,365.90	
3.75 SAUDI INTERN 550121	1,478,000.00	1,253,122.30	
3.771 MEXICO 610524	835,000.00	560,142.28	
3.875 PANAMA 280317	3,925,000.00	3,796,367.58	
3.9 DUBAI GOVT IN 500909	2,440,000.00	1,889,365.20	
3.9 REPUBLIC OF U 311019	545,000.00	429,487.25	
4.125 COLOMBIA 420222	525,000.00	349,751.17	
4.125 OMAN GOV IN 230117	2,100,000.00	2,103,349.50	
4.125 PERU 270825	1,930,000.00	1,916,866.46	
4.2 PHILIPPINE 470329	760,000.00	687,196.18	
4.25 MOROCCO 221211	501,000.00	502,321.63	

4. 25 RUSSIA 270623	1, 000, 000. 00	198, 790. 00	
4. 25 TURKEY 250313	435, 000. 00	371, 826. 25	
4. 3 INDONESIA 520331	1, 355, 000. 00	1, 226, 433. 84	
4. 3 PANAMA 530429	1, 185, 000. 00	978, 840. 31	
4. 375 COSTA RICA 250430	955, 000. 00	934, 128. 87	
4. 375 RUSSIA 290321	5, 400, 000. 00	811, 890. 00	
4. 4 QATAR 500416	4, 655, 000. 00	4, 583, 359. 55	
4. 5 DOMINICAN 300130	1, 605, 000. 00	1, 354, 738. 60	
4. 5 GUATEMALA 260503	235, 000. 00	229, 479. 19	
4. 5 PANAMA 500416	420, 000. 00	358, 754. 26	
4. 5 QATAR 280423	1, 360, 000. 00	1, 427, 147. 28	
4. 5 SAUDI INTERNA 461026	4, 580, 000. 00	4, 317, 337. 00	
4. 6 MEXICO 460123	430, 000. 00	354, 195. 66	
4. 625 QATAR 460602	3, 195, 000. 00	3, 271, 750. 29	
4. 625 SAUDI INTER 471004	385, 000. 00	367, 675. 00	
4. 7 PARAGUAY 270327	666, 000. 00	654, 148. 28	
4. 75 AZERBAIJAN 240318	4, 352, 000. 00	4, 376, 066. 56	
4. 75 BRAZIL 500114	5, 635, 000. 00	3, 991, 615. 02	
4. 75 GOVT OF BERM 290215	1, 415, 000. 00	1, 448, 407. 58	
4. 75 INDONESIA 290211	5, 760, 000. 00	5, 978, 545. 40	
4. 75 MEXICO 320427	1, 930, 000. 00	1, 875, 589. 15	
4. 75 OMAN 260615	4, 537, 000. 00	4, 376, 594. 35	
4. 75 REPUBLIC OF 240220	1, 200, 000. 00	1, 180, 410. 00	
4. 75 TURKEY 260126	420, 000. 00	345, 379. 02	
4. 817 QATAR 490314	2, 160, 000. 00	2, 250, 821. 52	
4. 875 DOMINICAN 320923	4, 420, 000. 00	3, 607, 634. 18	
4. 875 OMAN GOV IN 250201	900, 000. 00	888, 870. 60	
4. 875 TURKEY 430416	400, 000. 00	243, 148. 00	
4. 95 JORDAN 250707	1, 550, 000. 00	1, 453, 125. 00	
5 COLOMBIA 450615	2, 755, 000. 00	1, 979, 017. 93	
5 PARAGUAY 260415	1, 213, 000. 00	1, 218, 445. 64	
5 SOUTH AFRICA 461012	1, 525, 000. 00	1, 077, 031. 25	
5. 1 RUSSIA 350328	600, 000. 00	108, 000. 00	
5. 125 TURKEY 280217	1, 070, 000. 00	828, 595. 16	
5. 25 HUNGARY 290616	2, 745, 000. 00	2, 713, 256. 40	
5. 25 ROMANIA 271125	1, 574, 000. 00	1, 556, 629. 32	

5. 25 RUSSIA 470623	400,000.00	69,496.00	
5. 3 DOMINICAN 410121	150,000.00	111,094.80	
5. 375 OMAN GOV IN 270308	400,000.00	393,676.00	
5. 5 DOMINICAN 290222	1,085,000.00	988,079.53	
5. 5 HUNGARY 340616	2,705,000.00	2,630,559.40	
5. 5 MOROCCO 421211	520,000.00	435,394.96	
5. 625 BAHRAIN 340518	1,825,000.00	1,598,882.50	
5. 625 COLOMBIA 440226	855,000.00	665,866.51	
5. 625 MONGOLIA IN 230501	1,395,000.00	1,388,024.79	
5. 625 OMAN GOV IN 280117	210,000.00	206,055.15	
5. 75 TURKEY 470511	3,685,000.00	2,372,218.75	
5. 8 ARAB REPUBLIC 270930	945,000.00	749,993.58	
5. 85 JORDAN 300707	840,000.00	723,996.00	
5. 875 DOMINICAN 600130	150,000.00	107,081.87	
5. 875 TURKEY 310626	1,345,000.00	991,681.95	
6 CROATIA 240126	200,000.00	206,730.00	
6 DOMINICAN 280719	620,000.00	606,050.00	
6 DOMINICAN 330222	1,300,000.00	1,144,801.33	
6 PAKISTAN 260408	690,000.00	507,681.30	
6 ROMANIA 340525	456,000.00	445,721.76	
6 TURKEY 270325	1,835,000.00	1,523,417.00	
6. 125 COLOMBIA 410118	1,555,000.00	1,322,417.26	
6. 125 COSTA RICA 310219	2,078,000.00	1,979,719.37	
6. 125 JORDAN 260129	305,000.00	291,461.35	
6. 2 SRI LANKA 270511	980,000.00	372,956.99	
6. 25 OMAN GOV INT 310125	2,789,000.00	2,783,946.33	
6. 25 SENEGAL 240730	1,065,000.00	1,039,413.37	
6. 4 DOMINICAN 490605	2,650,000.00	2,091,943.86	
6. 5 OMAN GOV INTE 470308	949,000.00	833,436.47	
6. 625 GABONESE RE 310206	2,822,000.00	2,320,612.43	
6. 75 OMAN GOV INT 480117	5,140,000.00	4,627,526.58	
6. 75 SENEGAL 480313	1,752,000.00	1,275,193.20	
6. 75 SRI LANKA 280418	1,000,000.00	377,825.00	
6. 85 DOMINICAN 450127	2,427,000.00	2,034,191.72	
6. 85 SRI LANKA 240314	985,000.00	375,803.35	
6. 85 SRI LANKA 251103	3,969,000.00	1,596,396.17	

6. 875 PAKISTAN 271205	4, 555, 000. 00	3, 353, 299. 90	
6. 876 UKRAINE 290521	645, 000. 00	222, 572. 73	
6. 95 GABONESE REP 250616	2, 720, 000. 00	2, 566, 140. 48	
7 COSTA RICA 440404	819, 000. 00	738, 018. 59	
7 OMAN GOV INTERN 510125	860, 000. 00	790, 594. 56	
7. 1246 ELSALVADOR 500120	2, 285, 000. 00	931, 137. 50	
7. 158 COSTA RICA 450312	605, 000. 00	552, 992. 57	
7. 253 UKRAINE 330315	5, 305, 000. 00	1, 845, 179. 79	
7. 3 ARAB REPUBLIC 330930	745, 000. 00	542, 933. 65	
7. 375 PAKISTAN 310408	600, 000. 00	400, 927. 20	
7. 375 UKRAINE 320925	3, 077, 000. 00	1, 069, 565. 20	
7. 45 DOMINICAN 440430	147, 000. 00	133, 501. 36	
7. 5 ARAB REPUBLIC 610216	880, 000. 00	556, 607. 04	
7. 55 SRI LANKA 300328	1, 080, 000. 00	408, 195. 51	
7. 625 ARAB REPUBL 320529	230, 000. 00	172, 218. 71	
7. 625 ELSALVADOR 410201	155, 000. 00	58, 028. 63	
7. 65 ELSALVADOR 350615	575, 000. 00	224, 215. 70	
7. 75 REP GHANA 290407	685, 000. 00	351, 507. 06	
7. 75 UKRAINE 220901	925, 000. 00	643, 169. 15	
7. 75 UKRAINE 260901	3, 567, 000. 00	1, 308, 750. 13	
7. 75 UKRAINE 270901	2, 645, 000. 00	973, 571. 60	
7. 875 REP GHANA 350211	1, 270, 000. 00	612, 406. 70	
7. 903 ARAB REPUBL 480221	3, 443, 000. 00	2, 246, 230. 41	
8 ANGOLA REP 291126	2, 865, 000. 00	2, 550, 910. 05	
8. 25 ANGOLA REP 280509	1, 829, 000. 00	1, 696, 251. 18	
8. 25 VENEZUELA 241013	2, 030, 000. 00	182, 700. 00	
8. 5 ARAB REPUBLIC 470131	3, 881, 000. 00	2, 639, 390. 48	
8. 627 REP GHANA 490616	282, 000. 00	136, 198. 10	
8. 7002 ARAB REPUB 490301	710, 000. 00	488, 962. 80	
8. 75 ANGOLA REP 320414	1, 170, 000. 00	1, 052, 728. 56	
8. 875 ARAB REPUBL 500529	810, 000. 00	560, 158. 74	
9. 125 ANGOLA REP 491126	347, 000. 00	287, 142. 50	
9. 25 VENEZUELA 280507	4, 210, 000. 00	389, 425. 00	
9. 375 ANGOLA REP 480508	2, 235, 000. 00	1, 886, 742. 30	
FRN ARGENTINA 350709	6, 926, 298. 00	1, 762, 396. 52	
FRN ARGENTINA 410709	3, 975, 000. 00	1, 188, 374. 66	

	FRN ECUADOR 350731	200,566.00	121,193.96	
	FRN ECUADOR 400731	3,592,396.00	1,824,263.08	
	国債証券 小計	288,661,039.00	215,661,423.13 (29,114,292,122)	
特殊債券	1.375 QATAR PETRO 260912	980,000.00	893,799.20	
	1.625 SAUDI ARABI 251124	1,500,000.00	1,393,117.50	
	2.25 QATAR PETROL 310712	1,165,000.00	1,013,317.00	
	2.25 SAUDI ARABIA 301124	2,710,000.00	2,354,000.85	
	2.875 SAUDI ARABI 240416	6,570,000.00	6,482,224.80	
	3.125 QATAR ENERG 410712	395,000.00	318,727.47	
	3.25 SAUDI ARABIA 501124	995,000.00	750,438.95	
	3.3 QATAR PETROLE 510712	6,085,000.00	4,824,589.61	
	3.5 SAUDI ARABIAN 290416	4,990,000.00	4,824,541.58	
	5.125 AEROPUERTO 610811	1,670,000.00	1,388,483.44	
	6.35 ESKOM HLDG 280810	1,135,000.00	1,091,813.25	
	7.375 KONDOR FINA 220719	1,205,000.00	897,725.00	
	7.625 KONDOR FINA 261108	200,000.00	68,019.55	
	特殊債券 小計	29,600,000.00	26,300,798.20 (3,550,607,757)	
社債券	2.5 TEMASEK FIN 701006	5,430,000.00	3,613,257.04	
	2.625 OOREDOO INT 310408	200,000.00	177,496.40	
	3 MDGH GMTN RSC L 270328	1,360,000.00	1,322,784.96	
	3.25 BANCO BRAS 260930	200,000.00	186,452.00	
	3.404 PETRONAS CA 610428	2,300,000.00	1,768,930.00	
	3.5 KAZMUNAYGAS 330414	200,000.00	154,762.00	
	3.7 CODELCO INC 500130	495,000.00	388,410.45	
	3.75 EMPRESA NAC 260805	2,365,000.00	2,242,658.55	
	3.75 OFFICE CHE 310623	840,000.00	696,437.28	
	3.958 LAMAR FUNDI 250507	1,485,000.00	1,423,699.20	
	4.15 PERTAMINA 600225	800,000.00	620,083.32	
	4.25 ISRAEL ELEC 280814	5,990,000.00	5,899,790.60	
	4.5 OFFICE CHE 251022	695,000.00	699,149.15	
	4.625 CENT ELET B 300204	610,000.00	542,293.05	
	4.625 ECOPETROL 311102	1,070,000.00	866,143.60	
	4.75 STATE OIL AZ 230313	2,735,000.00	2,737,084.07	
	4.875 ABU DHABI 300423	205,000.00	216,863.35	

		4. 875 BANCO BRAS 290111	885,000.00	853,259.47	
		5 ISRAEL ELEC 241112	6,130,000.00	6,250,423.85	
		5. 125 OFFICE CHE 510623	1,040,000.00	772,229.12	
		5. 196 OMGRID FUND 270516	400,000.00	386,280.80	
		5. 25 EMPRESA NAC 291106	355,000.00	343,178.50	
		5. 25 PERUSAHAAN 470515	730,000.00	641,213.75	
		5. 315 FREEPORT IN 320414	1,050,000.00	1,013,806.50	
		5. 375 ECOPETROL 260626	505,000.00	486,400.85	
		5. 75 KAZMUNAYGAS 470419	400,000.00	343,219.60	
		5. 95 PETRO MEX 310128	645,000.00	507,615.00	
		6 PETROLEOS 261115	14,960,000.00	938,740.00	
		6. 2 FREEPORT INDO 520414	400,000.00	371,440.00	
		6. 375 KAZMUNAYGAS 481024	1,075,000.00	987,592.71	
		6. 625 PETRO MEX 380615	1,755,000.00	1,262,266.20	
		6. 7 PETRO MEX 320216	2,228,000.00	1,834,958.52	
		6. 75 PETRO MEX 470921	1,159,000.00	779,949.05	
		6. 875 OFFICE CHE 440425	400,000.00	369,120.00	
		6. 875 SOUTHERN GA 260324	4,275,000.00	4,431,037.50	
		6. 95 STATE OIL AZ 300318	1,690,000.00	1,738,587.50	
		6. 95 YPF SOCIEDAD 270721	160,000.00	108,222.40	
		7 YPF SOCIEDAD AN 471215	792,000.00	451,588.19	
		7. 69 PETRO MEX 500123	2,026,000.00	1,491,409.51	
		8. 5 YPF SOCIEDAD 250323	283,500.00	244,195.56	
	社債券 小計		70,323,500.00	50,163,029.60 (6,772,008,996)	
アメリカドル合計			388,584,539.00	292,125,250.93 (39,436,908,875)	
ユーロ	国債証券	1. 125 CROATIA 290619	2,790,000.00	2,485,862.10	
		1. 125 CROATIA 330304	910,000.00	741,008.45	
		1. 375 ROMANIA 291202	1,247,000.00	955,591.06	
		1. 5 CROATIA 310617	7,075,000.00	6,189,917.50	
		1. 5 SERBIA 290626	3,896,000.00	3,012,461.22	
		1. 625 NORTH MACED 280310	375,000.00	294,412.50	
		1. 65 SERBIA 330303	320,000.00	221,550.08	
		1. 75 CROATIA 410304	1,300,000.00	1,014,936.00	
		2 ROMANIA 320128	755,000.00	549,609.80	

	2 ROMANIA 330414	340,000.00	235,480.60	
	2.625 ROMANIA 401202	302,000.00	188,127.27	
	2.75 NORTH MACEDO 250118	1,185,000.00	1,092,374.47	
	2.875 CROATIA 320422	1,795,000.00	1,750,692.22	
	2.875 ROMANIA 420413	395,000.00	246,141.09	
	3.125 SERBIA 270515	722,000.00	651,584.78	
	3.375 ROMANIA 500128	1,195,000.00	768,817.59	
	3.675 NORTH MACED 260603	2,060,000.00	1,886,861.12	
	3.875 ROMANIA 351029	725,000.00	573,867.95	
	4.125 ROMANIA 390311	40,000.00	31,297.80	
	4.875 BENIN INTL 320119	610,000.00	471,621.50	
	4.875 IVORY COAST 320130	2,235,000.00	1,754,419.12	
	4.95 BENIN INTL G 350122	1,535,000.00	1,112,399.15	
	5.25 IVORY COAST 300322	330,000.00	278,833.50	
	5.875 IVORY COAST 311017	3,200,000.00	2,699,264.00	
	国債証券 小計	35,337,000.00	29,207,130.87	(4,132,224,875)
	特殊債券 2.45 BULGARIAN EN 280722	2,120,000.00	1,756,903.36	
	特殊債券 小計	2,120,000.00	1,756,903.36	(248,566,687)
ユーロ合計		37,457,000.00	30,964,034.23	(4,380,791,562)
合計			43,817,700,437	(43,817,700,437)

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 152 銘柄	73.82%	66.44%
	特殊債券 13 銘柄	9.00%	8.10%
	社債券 40 銘柄	17.17%	15.45%
ユーロ	国債証券 24 銘柄	94.33%	9.43%
	特殊債券 1 銘柄	5.67%	0.57%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和4年6月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	11,822,741,750
II 負債総額	21,398,336
III 純資産総額 (I - II)	11,801,343,414
IV 発行済口数	13,394,931,123口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.8810
(10,000口当たり)	(8,810)

(参考)

グローバル株式インカム マザーファンド

純資産額計算書

令和4年6月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	22,199,995,637
II 負債総額	503,281,931
III 純資産総額 (I - II)	21,696,713,706
IV 発行済口数	6,248,935,257口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	3.4721
(10,000口当たり)	(34,721)

ワールド・リート・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和4年6月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	135,159,026,147
II 負債総額	373,936,778
III 純資産総額 (I - II)	134,785,089,369

IV 発行済口数	44, 221, 322, 834口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	3. 0480
(10, 000 口当たり)	(30, 480)

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和 4 年 6 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	47, 126, 451, 314
II 負債総額	373, 050, 136
III 純資産総額 (I - II)	46, 753, 401, 178
IV 発行済口数	11, 671, 851, 047口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	4. 0057
(10, 000 口当たり)	(40, 057)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録さ

れている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	904	19,365,803
追加型公社債投資信託	16	1,403,852
単位型株式投資信託	93	425,414
単位型公社債投資信託	52	160,162
合計	1,065	21,355,231

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		170,807		243,133
受取利息	※2	2,726	※2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	※1	536	※1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2	5,366,608
法人税等調整額		△19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額 31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和 3 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2) 投資助言料 (注 3)	5,128,270 千円 523,327 千円	未払手数料 未払費用	772,495 千円 290,120 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2) 投資助言料 (注 3)	5,153,589 千円 499,388 千円	未払手数料 未払費用	836,105 千円 272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 2)	科目	期末残高(注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 2)	科目	期末残高(注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示していません。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1 株当たり情報）

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
1 株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の 1 株当たり純資産額は 2,248.25 円増加し、1 株当たり純利益金額は 658.24 円減少しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJ国際投信株式会社

グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第24条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマーシング・ソブリン・オープン マザーファンド（以下、この運用の基本方針において総称して「親投資信託」といいます。）の各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 親投資信託受益証券を主要投資対象とします。
- ② 親投資信託受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券に分散投資を行います。
- ③ 原則として、ファンドの純資産総額に対して各親投資信託へ3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。
- ④ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

- (1) 親投資信託への投資割合は、制限を設けません。
- (2) 株式への直接投資は行いません。
- (3) 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- (4) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. 収益分配方針

毎月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期から第2期までの決算時には原則として分配を行いません。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第23条および第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

② <削除>

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条に規定する受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総

額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 26 条に規定する外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② <削除>

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 <削除>

② 委託者の指定する販売会社は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位の委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、第 42 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、

1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③ 前項の規定にかかわらず、前項の取得申込日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

④ 第2項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込総金額（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ <削除>

⑦ 第5項の規定にかかわらず、第42条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

第14条 <削除>

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第17条 <削除>

第18条 <削除>

第19条 <削除>

第20条 <削除>

（投資の対象とする資産の種類等）

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第 22 条 委託者は、信託金を、主として三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンド（以下、総称して「親投資信託」といいます。）の各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 1 号の証券および第 3 号の証券または証書のうち第 1 号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、第 4 号の証券および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 23 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第 27 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 21 条第 1 項ならびに第 22 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第 26 条、第 31 条、第 32 条および第 33 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第 24 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第 24 条の 2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 25 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 28 条 <削除>

(混蔵寄託)

第 29 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登

記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 31 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 32 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 33 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を限度とします。

③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めま

（信託の計算期間）

第 36 条 この信託の計算期間は、毎月 13 日から翌月 12 日までとします。ただし、第 1 計算期間は 2005 年 10 月 14 日から 2005 年 11 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第 38 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸

費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 39 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 143 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ <削除>

⑤ <削除>

（収益の分配方式）

第 40 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 41 条 受託者は、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日および第 42 条第 2 項および第 3 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 5 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 45 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 6 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、2007 年 1 月 4 日以降においても、第 44 条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ <削除>

④ <削除>

⑤ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口座数と同口座数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口座数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

⑥ 一部解約金は、第 45 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑦ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、

⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑨ <削除>

⑩ <削除>

第 43 条 <削除>

（収益分配金および償還金の時効）

第 44 条 受益者が、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 42 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第 44 条の 2 委託者の指定する販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する販売会社が定める単位をもってその受益権を買取することができます。

② 前項の規定にかかわらず、買取請求日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日の場合には、当該請求に応じないものとします。

③ 受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.25% の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

④ 受益者は、2007 年 1 月 4 日以降の第 1 項の請求をするときは委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第 1 項の請求で、2007 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤ 委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取消することがあります。

⑥ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託の一部解約）

第 45 条 受益者（前条の委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日の場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 45 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 46 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 または 10 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項および第 2 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が 1 ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第46条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 53 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 42 条第 8 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 20 条の規定および受益権と読替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

2005 年 10 月 14 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

 **MUFG** 三菱UFJ国際投信